

令和7年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和8年2月4日（水）

【開会】 14時30分

【閉会】 19時06分

【場所】 川崎市役所本庁舎復元棟2階 201・202会議室

【出席委員】

教育長 落合 隆

委 員 野村 浩子

委 員 西井 孝明

教育長職務代理者 芳川 玲子（オンライン参加）

委 員 森川 多供子

委 員 坂口 緑

【出席職員】

教育次長 田中 一平

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 宮川 匡之

職員部担当部長 西田 寛

学校教育部長 北川 友明

健康給食推進室長 五十嵐 美保子

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 大野 恵美

総合教育センター担当部長 竹山 一久

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 森 達也

教育政策室担当課長 豎月 基

生涯学習推進課担当課長 本波 直人

生涯学習推進課長 山口 弘

生涯学習推進課担当係長 飯島 一貴

地域教育推進課長 二瓶 裕児

地域教育推進課課長補佐 松井 一真

健康教育課長 小竹 誠

健康教育課指導主事 佐藤 一輝

教職員人事課担当課長 吉田 進

教職員人事課職員 藤田 剛史

庶務課経理係長 豊本 欽規

教職員企画課課長補佐 安倍 悠史

教育政策室担当係長 染谷 大海

教育政策室職員 間見 夏希

教育政策室担当課長 大島 健之

教育政策室担当係長 長島 達二

教育環境整備推進室担当課長 小山 貴志

教育環境整備推進室課長補佐 長島 泰子

教育環境整備推進室課長補佐 上原 彩

指導課担当課長 北村 美幸

指導課担当係長 新津 尚之

指導課担当係長 上原 有貴

文化財課長 竹下 研

文化財課課長補佐 栗田 一生

情報・視聴覚センター室長 椎名 美由紀

情報・視聴覚センター担当課長 澤登 崇史

情報・視聴覚センター担当課長 石橋 純一郎

情報・視聴覚センター担当係長 佐藤 晃

情報・視聴覚センター指導主事 福山 創

健康給食推進室担当課長 岩丸 和則

健康給食推進室担当係長 横山 遼

生涯学習推進課担当係長 仲田 浩

教育環境整備推進室担当課長 亀村 豊

教育環境整備推進室課長補佐 米岡 祐哉

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 関橋 正貴

【署名人】

委 員 西井 孝明

委 員 坂口 緑

(1 4 時 3 0 分 開会)

1 開会宣言

【落合教育長】

ただいまから、定例会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、芳川教育長職務代理者がオンラインで参加されておりますが、「川崎市教育委員会会議規則」第4条第3項の規定により、芳川教育長職務代理者は会議に出席しているものとみなし、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、14時30分から18時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 0名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

異議なしとして、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【落合教育長】

報告事項No. 5から報告事項No. 15までは、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開とすることに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、これらの案件は、非公開とすることに決定いたします。

なお、報告事項No. 5から報告事項No. 15までは、期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

5 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人については、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

西井委員と坂口委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項No. 1 包括報告事項

【落合教育長】

まず、初めに、報告事項Iに入ります。

報告事項No. 1「包括報告事項」の説明を、庶務課長からお願いします。

【細見庶務課長】

よろしくお願いします。

それでは、報告事項No. 1につきまして、御説明申し上げます。ファイルナンバー01-1、報告事項No. 1のファイルをお開きください。

こちらは、令和7年第4回市議会定例会について、及び、市議会に提出された請願・陳情の審査状況について、包括して報告するものでございます。

内容につきましては、ファイルナンバー01-2及び3の資料を適宜御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

資料1（2）に、陳情のリストがついていますが、この中で一番最後の三つだけ赤枠に囲まれているやつがあって、市内の青少年団体の有無というやつと、それから教育委員会の修学旅行事務の適正化を求めるやつ。このうちの青少年団体のことについてはこの後議論し、日程の中に、経過を詳しく説明していただくので、これはもう後ほど結構ですけども、陳情126号、

川崎市教育委員会の修学旅行事務の適正化を求める陳情というやつがあって、この審査結果が空欄になっているんですね。一方で、市の陳情一覧を見ると、一応、受付がされて、それでたしか審議しないということになったということが書かれてあったと思うんですけど、そういう認識で間違いはないですか。

【細見庶務課長】

先日、令和8年1月29日に不採択という形で結果が出ております。

【西井委員】

それはホームページに載っているのを見たのですが、できれば、今年の陳情があって、その中で御報告いただいて、教育委員会としてやっぱり内部統制、ガバナンスをちゃんとしなきゃいけないということ、それから任意団体、任意の活動となっている校長会は、歴史的に非常に寄与していて、有効に管理されているというところ、そのやや歴史的なものを引きずりながら今のガバナンスとしてそれでいいのかというような内容の御指摘だったかなというふうに思いました。

ある意味で行くと、陳情内容を見れば今日的な指摘としては正しいというふうに私は思ったんですけど、これが不採択になったものについては文教委員会で議論があったと思うんですけど、そこら辺はちょっと議論プロセスが見えなかったものですから、どこか議事録があれば確認させていただきたいなというふうに思います。私もやっぱりちょっと不透明、議事録がないとか、それから見積りがずっと60年間JTBだけになっているとかというのは、今日的にはちょっといかなものかなと思うところがあるものですからね。それについて文教委員会でどういうふうに議論して、そういう判断をされたのかというのをちょっと共有していただきたいな。今日でなくてもいいです。別の機会で結構ですから、ぜひそうしてください。

【細見庶務課長】

はい、承知しました。当日の会議録、摘録をお示ししたいと思います。

【西井委員】

これはもちろんちゃんとやっていただいていると思うんですけども、そのところを共有していないと、納得されないと同じように陳情、陳情と繰り返すじゃないですか。それとやっぱり文教委員会で議論されたことの中で、我々として本当にやり方を是正するような項目がないのかどうかということについては、この場でやっぱりしっかりと議論させていただきたいな、このように思うものですから、よろしくお願いします。

【細見庶務課長】

はい、承知しました。

【落合教育長】

じゃあどういう議論がされたかということをお示しするということによろしいでしょうか。

【西井委員】

はい。まずはそうですね。

【落合教育長】

この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項N o. 1は終了いたします。

報告事項N o. 2 幸市民館・図書館改修工事について

【落合教育長】

次に、報告事項N o. 2「幸市民館・図書館改修工事について」の説明を、生涯学習推進課担当課長からお願いします。

【本波生涯学習推進担当課長】

それでは、御説明いたしますので、ファイルナンバー02、報告事項N o. 2の1ページを御覧ください。

1、これまでの経緯でございますが、記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

2、幸市民館・図書館改修工事の概要でございますが、記載のとおりでございます。

3ページを御覧ください。

3、幸市民館・図書館改修工事の工期でございますが、令和6年8月に策定した基本計画では、概略工程として17か月間と想定し、その後、令和6年10月から実施設計を行う中で、必要な工事期間を精査し、19か月間の工期を設定したところでございます。

4ページを御覧ください。

4、今後のスケジュールでございますが、施設の供用開始につきましては、令和10年7月を予定しているところでございます。

5、概算事業費でございますが、約32.5億円でございます。

5ページを御覧ください。

6、基本計画で改修としたことについてでございますが、労働会館改修工事を踏まえ、改修工事と改築工事の比較や工事着手後のリスクについて、令和8年1月に局長会議等での確認を実施したところでございまして、確認内容としましては、(1)工事費、(2)工事期間につきましては、いずれも改修が有利な状況でございまして、(3)工事着手後のリスクにつきましては、2段落目に幸市民館・図書館の状況を記載しておりまして、竣工図が保管されており、一定程度、現状と図面に相違がないことを確認できたこと、配管貫通孔が少ないこと、新設くいがいないことなどから、工事着手後のリスクが少ない状況であると考えております。

6 ページを御覧ください。工事着手後のリスクにつきまして、労働会館と幸市民館・図書館を比較した表でございまして、右端が評価でございますが、いずれの項目においても、幸市民館・図書館の工事着手後のリスクは、少ないとの結果となったものでございます。

下段がまとめでございまして、工事費及び工事期間において改修が有利であり、休館期間も短く利用者への影響も少なく、工事着手後のリスクが少ないことから、基本計画どおり改修として進めることとしたところでございます。

7 ページ以降は、改修後のイメージパースでございますので、後ほど御覧ください。

なお、今回の報告内容は、令和8年1月29日の文教委員会で報告させていただいております。説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

幸市民館・図書館改修工事についての御説明ですが、御質問、御意見等はございますでしょうか。

労働会館の反省を踏まえ、幸市民館・図書館は改修工事について、6 ページで、比較した状況、リスクは少ないであろうというわけで改修を進めたという説明です。

これについて、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 令和7年度優良PTA表彰について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 3「令和7年度優良PTA表彰について」の説明を、地域教育推進課長からお願いします。

【二瓶地域教育推進課長】

よろしくお願いいたします。

報告事項No. 3「令和7年度優良PTA表彰について」御報告いたします。

ファイルナンバー03、報告事項No. 3のファイルを御覧ください。表紙をおめくりいただき、資料2ページをお開きください。

本表彰につきましては、国の優良PTA文部科学大臣表彰要項及び県の優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱に基づき、優秀な実績を挙げているPTA団体を表彰するものでございまして、文部科学大臣表彰として、東門前小学校、王禅寺中央中学校の2校、神奈川県教育委員会表彰として、川中島小学校、京町中学校、荻宿小学校、下作延小学校、橘小学校、中野島小学校、柿生小学校、真福寺小学校の8校のPTA団体を推薦し、被表彰団体として決定されましたので御報告をいたします。

なお、文部科学大臣表彰では、全国105団体のうち本市から2団体、神奈川県教育委員会表彰では、県内38団体のうち8団体の表彰が決定されたところでございます。

各表彰の表彰式については、神奈川県教育委員会表彰が昨年9月に既に行われており、文部科学大臣表彰は今週2月6日に行われる予定でございます。

資料3ページをお開きください。

被表彰団体の主な功績や評価された点を記載してございます。

各団体とも、地域との連携や交流の場の創出をはじめ、PTA活動の活性化、組織改善に取り組んだことなどが主な功績となっております。それぞれの団体では工夫しながら、子どもたちの健全育成や本市の教育行政に資する活動に取り組んでいただき、感謝申し上げる次第でございます。

また、本表彰に該当しなかったPTAにおきましても、その活動に御尽力をいただいております。次年度以降も推薦をしてみたいと考えております。

参考資料といたしまして過去の受賞歴、各表彰の流れ、要項等を添付してございますので、こちらは後ほど御参照ください。

報告事項No. 3の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

優良PTA表彰についての御説明ですが、御質問等はございますでしょうか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。質問ではなく私の思いなんです。表彰の内容にPTAの組織改革が入っているんですけれども、ということは組織改革をするということを教育委員会側も賛同しているということで、現在あるPTAの方たちが、やっぱりちょっと無理だよねというのは、もうそれは私は肌感覚で、皆さんも分かっているという認識になるんですが、そうしましたら、多分リーダーが変わるときに、改革をするリーダーって悩み深いと思うんですよ。

長年そのままできたものを変えると、内容の是非ではなく、変えるというだけで反発が起こったり、お給料をもらってやることではないので、やはり批判にさらされ損になるというか、変えられなかったリーダーが多いと思うので、この内容で表彰されるということは、変えなきゃいけない、変えて学校を応援したいという心ある人が背中を押してくださることになると思うんですね。1回変えてしまえば、翌年からは例年どおりとなっていくので、順調に流れていくと思うんですけど、なのでこの表彰内容とかをすごくたくさんの人に分かるためにお知らせしていただけたら、変えていくことはいいんだ、今の流れに沿って私の思いもおかしくない、新しいリーダーも背中を押される思いではないかと思って、ぜひ応援をしたいという私の思いです。よろしくをお願いします。

【二瓶地域教育推進課長】

ごめんなさい。先ほどの訂正かもしれません。神奈川県教育委員会表彰の中で、私は京町中学校とちょっと申し上げたかもしれないんですが、京町小学校。すみません、ここは修正させていただきます。

それから、今委員からお話のあったいろんな後押しの面では、非常にPTAさんたちの教職員の負担軽減とか、あと組織改革、例えば役割の見直しなども行っています。我々は背中を押す意味ではないんですけども、昨年度からこの表彰を受けたPTAさんを教育だよりかわさきに掲載しまして、全保護者に見ていただけるような形を取りました。また、そうした形でこうした活動を受賞されたその制度を、皆さんにお知らせする意味でも、教育だよりかわさき等を活用していきたいと考えております。

以上です。

【落合教育長】

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

御報告ありがとうございました。市内の小学校、中学校、PTAの活動を評価されるというのは喜ばしいことだなと思いました。一方で、その表彰がありがたいと思う反面、PTAを評価するという制度そのものに、少しこれでいいのかなというふうに思ったというのを伝えさせていただきたいなと思いました。

表彰理由を拝見してみますと、働く保護者も参加しやすいとか、気軽に、無理なく協力できるという森川委員のお話にもありましたけれども、改革が進んでいる、時代に合わせて変化しているということで。ただ、もっと時代の流れを汲んでいこうということになると、PTAそのものがなくなっていくということもこれから予想される中で、PTAがなくても保護者とか地域とか学校が協働している新しい形もきっとあるなと考えたら、PTAを表彰するという形で今後いいのか。これは推薦してくださいという依頼があるので、推薦している形だとは思いますが、一旦、表彰から離れて考えてもらって、推薦の依頼というところから離れて考えると、PTAを評価するというものが今後、川崎市としてはそれで、その形だけでいいのかなというところを思った次第です。

ちなみに川崎市の学校さんでPTAがなくなっているところというのは、今割合的にどのくらいあるのかなというのは、もし把握をされていればお聞きしたいなと思ったんですが、いかがですか。

【落合教育長】

よろしいですか。

【二瓶地域教育推進課長】

基本、全ての学校にPTAと名のらないまでも、例えば、Tの名前が取れて父母の会ではないですけども、何かしらそうした組織は全校に設置されているといえますか、ただ中身は今後やは

り P T A の活動として考えているという学校は、その中で受けたりはしますが、現時点では基本的には全校に何かしらの形で存在している。そのように御理解いただければと思います。

【落合教育長】

野村委員。

【野村委員】

今、お話にあったような、P T A の T が取れている場合も形を変えて父母の会になっていたりするという場合ですと、この表彰の対象からは外れてしまうということなんでしょうか。それとも、そういった新しい形の表彰、評価の対象になるということですか。

【二瓶地域教育推進課長】

一応、形が変わると、我々からは保護者の活動を見ながら推薦を全部しておりますので、そこは漏らさず行っております。

【落合教育長】

よろしいでしょうか。

そのほかはいかがでしょうか。

時代の流れに合わせて学校の P T A 組織も改革といってもなかなか変える勇気とか、ここが本当に厳しい場合があるんですけど、こういった事例が出てくると変えやすいというのがございますので、できるだけ子どもたちの健全育成のためにできる範囲内でできることをみんなでできるような、そういう組織がよろしいかと思います。

そういう形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項 N o . 3 は終了といたします。

報告事項 N o . 4 令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

【落合教育長】

それでは、次に、報告事項 N o . 4 「令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」の説明を、健康教育課長からお願いします。

【小竹健康教育課長】

よろしくお願いします。

それでは、報告事項 N o . 4 「令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」御報告いたしますので、ファイルナンバー 4、報告事項 N o . 4 のファイルの 1 ページを御覧ください。

1、調査の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

2 ページを御覧ください。

2、結果の概要、体力合計点・運動意欲についての（１）体力合計点の経年推移についてでございますが、グラフの四角囲みが今年度の結果となっており、前回の調査結果と比較して、左側のグラフの小学５年生男子、中学２年生男子は上回る結果となり、右側のグラフの小学５年生女子、中学２年生女子は下回る結果となったところでございます。

4 ページを御覧ください。

（３）運動やスポーツをすることは「好き・やや好き」と回答した割合については、いずれの学年も全国平均より下回っており、（４）体力合計点との関連を見ますと、図２のグラフで縦軸に体力合計点、横軸に運動やスポーツを好きかどうかの回答、赤線が本市の体力合計点の平均を示しており、好きと答えた児童生徒ほど体力合計点が高くなる傾向が見られたところでございます。

5 ページを御覧ください。

（５）運動やスポーツへのいろいろな関わり方について、興味や関心が「ある・ややある」と回答した割合については、「つながりや一体感を感じたりすること」は小学５年生男女、中学２年生男子が全国平均を上回ったところでございます。

8 ページを御覧ください。

運動習慣・生活習慣についての（１）授業以外での運動やスポーツの１週間の総運動時間については、小学５年生男子と中学２年生男女が全国平均を上回っております。

9 ページを御覧ください。

（２）体力合計点との関連を見ますと、グラフの四角囲みの７時間以上の運動をする児童生徒は、体力合計点が高い傾向が見られたところでございます。

10 ページを御覧ください。

（３）朝食の摂取状況については、小学５年生男女では全国平均とほぼ同じですが、中学２年生男女は全国平均より下回っております。

12 ページを御覧ください。

（５）体力合計点との関連を見ますと、朝食を毎日食べると回答した児童生徒が、体力合計点が高い状況が見られました。

13 ページを御覧ください。

（６）１日の睡眠時間については、８時間以上の割合は、小学５年生女子、中学２年生男女は全国平均より下回ったところでございます。

15 ページを御覧ください。

（８）体力合計点との関連を見てみますと、グラフの四角囲みが本市の平均を上回っており、小学５年生男子では、睡眠時間が８時間以上１０時間未満と回答した児童が平均を上回っている状況が見られました。

16 ページを御覧ください。

（９）学習以外での平日１日のテレビ等の画面の視聴時間、いわゆるスクリーンタイムにつきましては、本市の１日の視聴時間が３時間以上の割合は、いずれの学年も全国平均とほぼ同じでございます。

18 ページを御覧ください。

(11) 体力合計点との関連を見ると、小学5年生男子では、3時間未満と回答した児童が本市の体力合計点の平均を上回っている状況が見られました。

19 ページを御覧ください。

3、体育・保健体育の授業についての(1)「体育・保健体育の授業は楽しい」と「体力合計点」の関連につきましては、「楽しい・やや楽しい」と答えた児童生徒ほど体力合計点が高くなる傾向が見られました。

21 ページを御覧ください。

(3)「体力テストの結果や体力・運動能力の向上について、自分なりの目標を立てている」と「体力合計点」の関連では、目標を立てている児童生徒は体力合計点が高い傾向が見られました。

24 ページを御覧ください。

今、報告を申し上げました調査結果から見える本市の現状と課題でございます。

初めに、体力合計点・運動意欲につきましては、今回の調査結果を踏まえ、引き続き、各体力・運動能力を向上させる動きをふだんの体育活動に積極的に取り入れる等の工夫が必要であると考えます。

また、運動習慣・生活習慣については、生活習慣等について意識を持ち、調和の取れた規則正しい生活の大切さを理解できるよう、保健の学習内容を工夫する必要があると考えているところでございます。

また、体育・保健体育の授業については児童生徒が楽しいと感ずることができるよう授業改善が必要であると考えます。

25 ページを御覧ください。

最後に、4、今後の取組として、体力や生活習慣等に関するデータを活用することで、体育の学習の充実や学校での運動習慣づくり、日常生活での運動に親しむ機会の確保、家庭との連携など、様々な場面を通して、更なる体力向上、生活習慣の改善への意識醸成につながる取組を推進してまいりたいと考えてございます。

具体的な取組といたしまして、①にありますとおり、児童生徒は自分の体力・生活習慣について現状を知り、今後の授業や日常生活の過ごし方等について考えることや、②にありますとおり、小学校における取組でございます「かわさきキラキラチャレンジ」で、GIGA端末を活用し、子どもたちが楽しみながら競い合い、継続してやりたくなる仕組みづくり等を進めてまいります。説明につきましては以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

少し報告の内容が多いですが、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

見えてきた課題というのは、やはり運動能力を向上させる動きというのはふだんの体育活動に組み入れる工夫が必要だとか、生活習慣、調和の取れた規則正しい生活の大切さ、いかに小学校で子どもたちに意識を持たせられるかどうか、あとはやはり楽しいと感ずられる日常の体育授業の改善という辺りも、課題の一つかなというところかと思ひます。いかがでしょうか。

【芳川教育長職務代理者】

すみません、芳川ですけど、質問させていただいてもよろしいでしょうか。

【落合教育長】

お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

分析、そして御報告をありがとうございました。

11ページの朝食の摂取状況と1週間の総運動量のところの分析結果がちょっと分かりにくいなというふうに思っているんですが、どういうふうに解釈されたのか、1回、説明をお願いできますでしょうか。

【落合教育長】

健康教育課長。

【小竹健康教育課長】

委員、ありがとうございます。

初めてクロス分析をやっていきまして、朝御飯をしっかり食べている、食べていないという部分でどれだけ体力合計点に結び付いているかという視点で所管課のほうでやってみたところですが、確かに、どの部分が一番多いかなということで、もしかすると毎日食べている子たちのほうが体力合計点が高いという傾向が出るのではないかという所管課の感覚を持っているところがありまして、でも確かにそのとおり出た種別の子どもたちもいましたが、ただ、そうではない、小学校5年生男子でも食べない日が多いといっても、実は運動値がしっかり出たり、そういったところが出たということがありましたので、なかなかちょっと仮説を立てていただくと、もう少し違う分析結果が見えたのかなというところがあります。

なので、ちょっとこの辺も運動時間を長く取るところと朝食の食べる時間の確保とか、もう少しその辺を今後は見ていく必要があるかなというところが、結果としてお示しさせていただいているというのが一つございます。

以上でございます。

【芳川教育長職務代理者】

芳川です。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。この11ページと似たような状況がその後も単一の分析だけで一言では言い切れないなというところが確かにありまして、女子だけあまり食べないというところがもしかして思春期の痩せ願望だったりとか、そこと関係があったりとかするかもしれませんので、そういう意味ではデータを男子女子とちょっと分けて更に見ていくと、きれいに見えてくるかなというふうに思いました。ありがとうございます。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

ありがとうございました。

やはり体育の授業に対して好意的な気持ちを持っているお子さん、好きという気持ちの力を改めて実感したところです。いかに運動を好きにさせるか、もっと言うといかに運動を嫌いにさせないかというところで、体育という授業で何を大事にするのかということを改めて考える一歩になるのではないかと思います。

特に授業のやり方次第だとは思いますが、実技系の科目というのはそのお子さんの苦手であること、得意であるということが他人の目に分かりやすいというか、すごく伝わりやすい科目なのかなと思ったりもしています。それで言うと運動が苦手な子にとっては、運動会という行事そのものが苦しい子もいるんじゃないかなとか、それから中学生になれば授業そのものが評価対象になる成績につながり、それが心労につながるということで、また別のプレッシャーも感じながらの体育の授業だったりするのかなというふうに思いを巡らせていました。

そうしますと、運動を嫌いにさせないということであると、授業の環境そのものが、実は無意識にお子さんを傷付けたり、嫌な気持ちにさせる構造になっていないか。運動好きの人が設計したことによる、何というか、普通の押し付けというか、そこから生まれるひずみみたいなものがないのか、少なからず授業の設計を見直していくことが必要ではないかなというふうに思いました。

それと資料の25ページの具体的な取組についてなんですけれども、今回の調査分析の結果を受けて今年独自に考えた取組というのはありますか。何というか、去年と継続している状態、内容が継続している状態というか、どこが新しい感じなのかなというのが分かりづらかったので、もしあれば教えてください。

【落合教育長】

健康教育課長。

【小竹健康教育課長】

委員、ありがとうございます。

全体の授業内容、授業の充実につなげるという視点はおっしゃるとおりでございます、毎年4月に体育主任を対象とした学校体育代表者会議というところで、毎年、データの結果等をどう日々の活動につなげるかということを周知させていただいているところがあります。

子どもが苦手なものを好きにつなげるにはどうするかということについても、我々もいろいろ

な体育関係の学習の先生に会ったりしていますと、大事なことはスプーン小さじ1杯でもいいので、成功体験をいかにつくってあげるかという、多分子どもたち個々によっても成功体験というのは、実は走ることが苦手で、ちょっとでも、1秒でも早かったらそれは自分の自信につながるとかそういうのがありますので、それをどう授業の中でつくっていくかというお話もいただいていますので、そういった工夫を、今後は学校現場でしっかりできたらというのがデータとしてあります。

25ページに、まさに今おっしゃっていただいた今後の取組につきましては、このたびのかわさき教育プランの中に体力の取組を位置付け、今までは授業を充実させますとか、少しスポーツパートナーを活用したりというところもあったんですが、今後、やはりデータをどううまく使っていくかというところを、データ活用ということを主眼に置いた取組をしていこうというところがございます、今回、具体的な部分の一つに書かせていただいている、今まではちょっと書いていなかったところがあるんですけど、せっかく子どもたちに今、一人一台GIGA端末があります。私も結果を報告しているのは、国の調査結果、全体の結果です。でも学校で実は、こういうテストとかをやっていると、子どもたち自身がその結果を見ると、子どもの結果が実はリアルに見られるようになるような環境があったほうが、例えば走ることが苦手な子はもっと基礎的なやり方を学んでいくとか、投げる力、握る力、そういったことをちょっと子どもたちが個々に自分のタイプの目標を立てられるような、そういうインターン活動も今後やっていきたいなというちょっと新しい視点を入れさせていただいたのと、あと委員の皆さんからあった実技のテストの項目ばかりがあるので、前回の委員会で、生活習慣の状況を取り入れたほうがいいというお話をいただいて、やっぱり生活習慣について日々の過ごし方をどうつなげていくか、改善の手だてとかも日頃の端末でしっかりと見られるような、おうちに帰ったらお父さんお母さんも見られるような、そういったことを少しやっていきたいなというふうに今回、新しい施策の趣旨でございます。

以上でございます。

【落合教育長】

野村委員。

【野村委員】

ありがとうございます。データの見え方がすごくありがたいなと思っていまして、生活習慣に関しては、お子さんたちの努力では難しい部分があると思います。身近な例で言うと、息子の小学校では睡眠時間に関する授業というのが行われまして、その結果を保健だよりとして保護者とシェアされたという事例があって、大変分かりやすく、学校ではこういったことを子どもに伝えてくださっているのか、正しい睡眠の理想的な睡眠時間、知識というの、すごく参考になりました。ぜひ、保護者の皆さんともシェアする仕組みを広めていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】

ありがとうございます。前回の調査がこのようにクロス集計などを積み重ねることで具体的な取組につながったというのが非常によく分かる御報告でした。ありがとうございます。

この結果を、学力の測定、あるいは学力の調査と更に重ね合わせる御予定があるかどうかというのをお聞かせください。特に生活習慣のお話が出たんですが、睡眠だったり、スクリーンタイムだったり、朝食を取る時間だったり、運動時間、もしかしたら通学時間というのもどこかで分かればですけども、そういうのが分かると、やはり時間の使い方というのは24時間、皆さん有限なので、その中でどんなふうに川崎市の小学生、中学生が時間を使うということが可能なかということが取りあえず見えてくる。これが個人の努力によって変える方、御家庭の方針によって変えるのではなくて、川崎市として学校の時間割をどうするのがベストであるのかというのが、本当にすぐに変えることができなくても考えることになると思いますので、学力の調査と重ね合わせるというのがあるのかというのを教えてください。

【落合教育長】

健康教育課長。

【小竹健康教育課長】

ありがとうございます。今、御意見いただいた部分は昨年度の委員会でもそういった御意見を賜ったという認識をしているところでございます。

どうしてもやっている調査がもともと体力に特化したところの部分がありまして、どのぐらいクロス分析することができるかということ、もう少し整理をするかなと思っているところがございますが、その点も他市のいろんな好事例を伺っているところもありますので、そこも参考にしながら、また学力調査の担当者とも少し連携しながら、できるところについては参考にしていきたいなと思います。どうもありがとうございました。

【落合教育長】

そのほか、いかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。

スクリーンタイムとあるんですけども、私は保護者のスクリーンタイムが知りたい。子どもの本当の姿が見えないことが多く、例えば、私は教員ではないですが、現場で授業に接することが多々あって、支援級も付き添って体育の授業に入るんですけども、先日、2クラス合同で入ることになったんですね。支援級はそこには一人ぐらいしかいないので、それ以外の子ももちろん

見ないといけなくて一緒に見たんですけど、とにかく自分を見てほしいという子が多いんですよ。次僕がやるから見てて、次僕ね、次私があそこ行けるから見に来てねと言って、一々呼びに来る子が多くて、直接、曲がっちゃったけど勢いはよかったねとか、ちょっとずつさっき言ったスプーン1杯ぐらいの記録ところで褒めてあげて公平感をというお話がありましたけど、確かにそれをすごく望んでいて、そういう子たちが集中して座ってられないタイプの子が多いんですけど、そういう子どもたちは、ちょっとの変化を親御さんに褒めてもらっているかな、見てもらっているかなとすごい最近疑問に、子どもたちのクラス内での先生方の御苦勞を傍で見ていてすごく思うので、私は家庭のスクリーンタイム、もちろん朝御飯でも何でも、特に低学年のスクリーンタイムを知れたら、もうちょっと子どもの本当の姿、何が欠けていて、何を知っていて、何があったかを見るのかみたいなのところにつながっていったら、何かの参考になるかなと思うのと、そこが知りたいなというふうに思います。

ちょっと難しいかもしれないんですけど、そういう調査があればそれがほしいなと。子どもの本当の姿が見たいなと思いました。

以上です。

【落合教育長】

健康教育課長。

【小竹健康教育課長】

貴重な御意見、ありがとうございます。

スクリーンタイムは確かに深刻な課題かなというふうに思います。国もやはり時間が長いと子どもたちの目の健康に影響があるという分析をされている研究がございまして、さつき野村委員がおっしゃっていた部分と近いところがあるんですが、体力テストの結果を御家庭にどれだけ周知しているかというところも、これは今日はなかったんですが、国の報告書などを見ても、川崎も実は高いんですが、5割いってないです。40%弱あって。やはりこういう現状を伝えていただくこと、それぐらいあるんだよと。現状をしっかりと認識いただいて、変えるきっかけづくりは先ほども言った周知をしっかりとやることが大事だなというところが一つなのかなと思っています。そこも御家庭で親も含めた課題認識、そういうところの広報かなと今お話を聞いていて、思ったのが一つです。

あともう少し低学年、この国の調査が申し上げたように、どうしても小学校5年生と中学校2年生という限られた学年の調査ということがあるんですけども、国の調査と別に市の調査で独自でやっているものもあるので、その方法を宿題とさせていただいて、今後の参考に生かしていきたいなと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

【落合教育長】

貴重な御意見をありがとうございます。

ほかの点ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは報告事項No. 4は終了いたします。

7 議事事項

議案第26号 川崎市教職員育成指標の一部改正について

【落合教育長】

続いて、議事事項に入ります。

議案第26号「川崎市教職員育成指標の一部改正について」の説明を、教職員人事課担当課長からお願いいたします。

【吉田教職員人事課担当課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第26号「川崎市教職員育成指標の一部改正について」御説明いたします。

本議案は、国の動向や本市の教育施策の方向性を踏まえ、教職員育成指標の一部を改正するものでございます。

それでは、ファイルナンバー05-2、議案第26号資料1ページ目を御覧ください。

川崎市教職員育成指標のこれまでの経過について御説明いたします。

1、川崎市教職員育成指標について御説明いたします。

本市では、平成29年4月に施行された教育公務員特例法の一部改正を受け、教職員がその職責や経験、適性に応じて身に付けるべき資質能力を明確にし、主体的に学び続けるための指針として、教職員育成指標の整備を進めてまいりました。

次に、2、改正理由及び改正内容について御説明いたします。

(1) 改正の背景といたしまして、令和6年8月に示された中央教育審議会の審議において、教育の質を確保するためには、教員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させることが不可欠であり、そのためには校長によるマネジメントの重要性がこれまで以上に高まっているとされました。

また、教員一人ひとりが時間管理の意識を高め、自律的に業務改善に取り組むためにも、管理職のリーダーシップが重要であると示されております。

こうした状況を踏まえ、令和7年2月には文部科学省から、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の改正通知が発出されました。この通知では、校長の指標に働き方改革の推進を明確に位置付けること、また教員全体の資質向上の基本的な視点として、働き方改革を組み込むことが求められております。

詳細につきましては、ファイルナンバー05-3、議案第26号参考資料を後ほど御参照ください。

続いて、2ページ目を御覧ください。

(2) 改正の内容について御説明いたします。

まず、ア、校長の育成指標の改正についてでございます。

表の中の改正後を御覧ください。

校長が学校のリーダーとして、働き方改革を推進する役割をこれまで以上に明確に位置付けました。教職員の健康に配慮しながら、業務改善に向けた意識改革を促し、学校組織全体として持続可能な働き方を実現していく役割を整理しております。

また、働き方改革を組織的に進めるためには、教職員一人ひとりが自らの業務を主体的に見直すことが不可欠であることから、校長が教職員の意識改革を支援し、業務改善の取組を計画的に実践できるよう後押しする役割を明確にしております。

続いて3ページ目を御覧ください。

イ、教職員の育成指標の改正についてでございます。

ステージごとに、全ての教職員の業務改善や授業改善への関わり方を明確にし、新たに追加することといたしました。また、養護教諭及び学校栄養職員・栄養教諭についても専門性を踏まえつつ学校組織の一員として働き方改革に寄与する業務改善の視点を新たに位置付けました。表の中にございます、ステージⅠは主に採用1校目終了時まで、ステージⅡは、主に、2校目異動時から20年経験程度、ステージⅢは、主に20年経験程度以上及び、副校長・教頭となってございます。

以上、川崎市教職員育成指標の一部改正についての御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明をありがとうございました。

川崎市教職員育成指標の一部改正ということで御説明いただきましたが、いかがでしょうか。
西井委員お願いします。

【西井委員】

まず、最初の資料ですけれども、校長先生の教職員の管理・人材育成マネジメントのところに、まず教職員の働き方・仕事の進め方改革についてリーダーシップを発揮するという趣旨を明記されたというのは非常にすばらしいなというふうに思いました。大変いい取組かなと思いました。

そういう意見でステージⅠ、Ⅱ、Ⅲということで、同様のこれを受けたそれぞれのステージの先生方の意見が書かれていますけれども、この書かれた内容が適切だなと思う反面、やっぱりステージⅡのところというのは、2校目から教頭先生がという、人生でいうと何十年やるでしょうみたいな、すごく長いんですね。

したがって、ここのステージを細かくしろと言っているわけじゃないんですけれども、いわゆる指針を受けて、実際にどうやってそのマネジメントを、自己マネジメントであり、それからチーム力を高めたり、それから組織のマネジメントを高めるための、能力開発をどういうふうにつくっていくのかということが求められるんじゃないかなというふうに思いまして、そのところもセットにした、教育委員会としてはこの指針をつくりましたということだけじゃなくて、具体的な能力開発、こういったことをぜひ明らかにしていっていただいて、決して学校単位のお任せというふうにならないようにぜひしていただきたいなと、このように思います。よろしくお願いいたします。

たします。

【吉田教職員人事課担当課長】

御意見をありがとうございます。

最初におっしゃられましたステージⅡにつきましては、2校目異動から大体20年程度の経験の教諭というふうにイメージをしてください。ちょっとその期間が長いので。

この育成指標そのものは、研修計画にも結び付いてまいりますので、そういったところもこの精神を反映した計画ができるようにしていきたいと思っています。

【西井委員】

20年たって3回ぐらい価値観が変わって、求められるものも変わっちゃうので、多分ついていけないまま、トレーニングが残ったままそのまま行っちゃう方もずいぶんいらっしゃるのかなと思います。

【落合教育長】

職員部担当部長。

【西田職員部担当部長】

ありがとうございます。

研修のほうはどちらかというと学習指導とか、児童生徒指導が中心になるものなんですけれども、今回働き方の部分で出ていますので、現在、業務改善支援実践校、教育委員の皆さんにたくさん参加していただいたんですが、やはりこのステージⅡの先生方御自身が職場の中でこういったポジション、業務、分掌を担当しているかというところが非常に違いが出てくるかなというところですね。校長先生方もそれはよく分かっているんじゃないかと、2校目異動してすぐ先生はやっぱり自分の専門性を高めるような分掌に配置したりとか、また、20年目にいく前にやはり学年主任とか進路主任、そういった大きな役割を担っていく。そこから総括になって学校全体を見ていくというような階層別にそういった校務分掌を配置していますので、その中でこの指標にのって現場でOJTしながら人材育成していくというような考え方で考えているところでございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

職員部長。

【宮川職員部長】

もう1点、補足説明なんですけど、今年度から初任者もそうですけど3年目とか、あと10年目研修とか、新任研修など、そういう階層別に業務改善、授業改善の研修、働き方改革の研修をスタートしておりますので、5年間重点的にやろうということで、そういう中で少し経験者に応

じた役割とか意識付けとか視点みたいなのところも、今後は今の御意見も踏まえ、入れていきながら人事目標とか、そういうものに反映していくという連動していくような形を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

分かりました。ありがとうございます。

西田部長からお話をいただいたように、この整理だけでOJTをつくっているわけじゃなくて、役職がそれぞれあるので、そのことに階層とは言いにくのかもしれないですけども、役職マネジメント研修みたいな、そういったものを取り入れていっているのは適切だなというふうに思いました。

ちょうど先週に中学校の教頭先生の研修会でマネジメント等についてお話をしてくれということで、1時間半ぐらい車座でやらせていただいたんですけども、きっかけは教頭会の研修のテーマを何にしますかというときに、要はいわゆる管理職って何すればいいんですかというのをきちんと勉強したことがないんですということから、いや、それだったら私がお役に立てるかもしれないという話だったんですね。したがって、ちょうどこのステージⅡの一番上にいらっしゃる方々からそういう声が出ているというのは現実的な話だと思って、ただそれを今全部よしとしているわけじゃなくて、それを受けて能力開発をしっかりと助けていくという、お助けするというのは、我々の仕事かなというふうに思いましたものですから、よろしくお願いします。

【落合教育長】

ありがとうございます。学校現場での教職員の指標ができたことによって、職員一人ひとりが自分の自己目標を立てるときに、これを参考にする習慣ができてきたと言われると、また今回は働きやすさとか働きがいということで、校長のマネジメントが重要とかリーダーシップが大切なんだということで、校長の育成指標のところにも働き方改革をちゃんとしているけど、文言が明記されているとか、教員で言えばステージ別に学校マネジメントのところに働きやすい学校をつくるという、その項目をつくって文章を明記したので、そこで具体的にどんなことを自分たちがしていくのかというのを具体的に考えられるきっかけになるので、そういった学校で考えたことを事務局としてもちゃんと後押ししていくような、一緒にやっていくというそういった姿勢を大切にしていければいいかなというふうに感じております。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

御説明をありがとうございます。

育成指針を変えるということで、ステージⅠのところに注目したんですけども、自身の働き方を振り返りながらというようにところがあって、働き始めの早いうちから長時間の労働という

のを習慣化させない意識を持ってもらうということで、とてもいいと思います。

一方で、ちょっともったいないなと思っていることもありまして、もちろん自身を振り返るということも大事だと思うんですけども、個人の努力とか個人の問題に委ねてしまうことになる。とまたそれは違うのかなと思っていて、例えばその世界に入ったばかりの方だからこそ気付く違和感というのは、そこに慣れていないからこそあれっと思える力というのが若い方は、新人の方というのはお持ちだと思うんですね。

私も昨年度いろいろ先生方とお話を聞く機会があって、ベテランの先生ならではの御意見もあるし、若い先生ならではの視点もあって、どちらももつともだなと思われるものがありました。ですから、私たちにとっては新しい世代の教員を増やしていくという観点で考えると、新しい世代の方の御意見をどう吸い上げていくかということも大事にしたいなということなので、若い先生方は自身の働き方を振り返るだけでなく、その持ち前の新しい感覚とか、そのとき気付いた違和感を発信していくこともやめないでほしいというか、ここの指針に盛り込むかどうかは別としても、そういった促しをもっと言っていいたいですよということを促していただく。

それを促すからにはベテランの先生方にも、御自身が学校全体を見渡すとともに、若い先生の意見も積極的に聞いてくださいということを両方後押しできたら、更にいいのかなというふうに思いました。

【落合教育長】

ありがとうございます。
教職員人事課担当課長。

【吉田教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。確かに若手の先生方のそういった現状の発信、そういったことも非常に重要だと考えております。

その方のステージⅡのところで、ちょうど2年目ぐらいの、学校の中心になる先生方につきましては、若手の先生の意見、そういったものを踏まえた上で、ステージⅡとしてぜひ業務改善ですとか授業改善を進めてくださいということも今回は取り組ませていただいておりますので、そういったところも重要視しながら改善を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【落合教育長】

芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

芳川です。すみません。

川崎市の教職員の育成指標、本当に今、教育長がおっしゃったように、それができたことによって、何について自分はステップアップしたらいいのか明確な指標ができていて、いい形で研修を進めているというふうに思っていますので、とても大切な提案だなというふうに思いました。

ちょっと気になったところなんですけど、ステージⅢなんですね。とても良くできているという

ふうに思うんですが、ステージⅢで見ていきますと、総括教諭、新任、教頭、そして教頭研修というところになってきますと、確かに学校全体で働き方とか進め方を更に推進するということなんでしょうけれども、ちょっと表現が物足りないかなと思っていたのは、まず多分、このステージⅢになってくると、もっと学校風土であったりとか、あるいは地域の特徴であったりとか、例えば保護者との関係性であったりとか、それを見ながら学校の中でそれを取り組んでマネジメントをできる、そのような視点を持つことが大事なのかなというふうに思いましたので、もう少しそこを強調していくと、校長を補佐できますし、地域の部分の意識も入れて、学校全体の風土も入れてというふうにしていくと、更に良い感じになるのかなというふうに思って発言してみました。よかったら検討していただければと思います。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。まさに特色のある学校づくりといったときに、地域のことも意識していかなきゃいけないという部分も、また自分たちの学校の今の現状をしっかりと把握してやっていかなきゃいけないというのは十分管理職含めて理解していることだと思うんですが、課長、引き続きどうぞ。

【吉田教職員人事課担当課長】

御意見をありがとうございます。先般御指摘されたとおり学校の風土ですとか、学校の文化ですとか、地域との関係ですとか、そういったことも非常に重要になってくるところでございます。またこれについては御意見をいただいたところもありますので、ぜひ検討のほうをさせていただきたいと思いますので、御意見をどうもありがとうございました。

【落合教育長】

この部分は少し検討していくという、今のような趣旨という部分があるところですかね。ありがとうございます。

ほかの御意見等はいかがですか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。

正規の職員の方も、10年、20年前に学校をお辞めになられた方々もかなりサポーターになったり、非常勤さんに入っていらっしゃると思います。

これがこう変わってきた、今の現状が変わってきたというのが素晴らしいことだと思うんですけど、多分その方たちはこれを御存じないというか、もっと前のバージョンを知っていらっしゃるので、だから学校に入ってくると違和感を覚えて、その都度教育的指導という名の下に校長室にいたりだとか、出遅れてしまう方とか、きつといらっしゃると思うんですよ。曖昧なやり方ですと何十年も過ごしてきたからそれでという。

実は、私が行っている学校だけに限らないのですけれども、そういう話を聞くと、本当に管理職の皆様、余計なお仕事が増えて、こちらにあって間に入ってしまったてつらいと思うので、その軽減を少し、そんなことを言ったって現場は人手不足だからしょうがないだろうと言われたら本当に自分の管理職、何も言えなくなってしまうのですが、前と違いますよみたいなことを分かっていたでいて、そうじゃないよねと強く言われるようなことがないようにして差し上げていただきたいというお願いです。御検討ください。

【落合教育長】

担当部長。

【西田職員部担当部長】

ありがとうございます。非常勤の先生方についても、校長先生、管理職と一緒に人事評価の面談等をしていっていますので、その際にはこの指標を見ていただくなどの工夫は必要になるかなということをおもいました。御意見をありがとうございます。

それから先ほどの芳川委員の保護者と地域というところなんですが、実践指標のほうのステージⅢの教職員としての基礎的資料の5－1のほうですね。ちょっとページのほうへいっていただいて、7ページ目ぐらいになるんですが、教職員としての基礎的資質・能力の部分。その辺りにも保護者・地域との良好な人間関係ということが書かれていたり、その下の学校マネジメント、今回働きやすい学校をつくるという項目ですが、その上に特色ある学校というので、学校全体で保護者・地域等と共有し、連携・協働の下、社会に開かれた特色ある学校づくりを推進するということにもありますので、それと連動しながら、今回こちらのほうで書かせていただいた形で提案させていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

【落合教育長】

芳川委員、よろしいですかね。

【芳川教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございました。

【西井委員】

今、芳川先生から指摘がありましたところ、ステージⅢのところ、先ほど西田部長のところはステージⅢのところになる管理職になっているので、ここを今、ステージⅢの一つとして置いてある。今の本来のステークホルダーの皆さんとの関係づくりみたいなものというのは、個人の能力開発ということになるか分からないけれど、組織に対してそこをどういうふうにマネジメントしていくのかということについても、必要になってくるわけなので、やはり先ほどの教育長からもありましたけれども、学校マネジメントのこの項目のところを少し手を入れる必要があるということになっていますけども、やはりステージⅢのところをやっぱり総括教諭とそれから教頭先生、ステージの浅い方、それからかなりベテランの教頭先生、そしてまた校長先生。このとこ

ろはもう少し丁寧に書いたらどうかと思うんですね。むしろここそまだあってもいいような気がするんですね。

それによっていわゆる次の昇格のこととかに、そういうことについて能力がしっかりしているよねということであれば、階段を上がりずスピードを上げてもいいわけですし、逆に言うとそこは納得できないのであれば上げる必要はないと思うし、そういったことにも関わってくると思うので、先ほど僕はステージⅡのところが課題ですと言いましたけれども、同じようにやっぱりリーダーシップと組織マネジメントということで言おうとすると、管理職に受かる人たちのレベル、階層に応じてちゃんと明記されているという、求められる要件みたいなところがあるといいかなと思いました。

その中で、芳川委員もおっしゃったんですけども、外部ステークホルダーとの関係づくりというところ。じゃあ、それを組織の中にどういうふうに浸透させていくんだという、この辺りについてもやっぱり必要だなと思います。マネジメントを教えてもらったことがないという教頭先生が四十何人集まって意見交換をすることは面白いなと思いましたし、何も知らない方はできているという方はたくさんいらっしゃるというのは事実だと思うんですが、ぜひ頑張ってください。

【落合教育長】

職員部長。

【宮川職員部長】

ありがとうございます。今後実は、育成指標を変えるというときに、再来年度の話なんですけど、人事評価もこれで検討して変えるというのが文科省のほうで示されていますので、人事評価の場合は、教頭、総括教諭というのは分けておりまして、そういうところで、我々もより地域性とか、そういうマネジメントの観点、働き方改革を加えていきますので、改めて具体的な事例とかも見直しつつ、そこで階層化をした上で、改めて振り返った中で人材育成指標自体を変えるかどうかというところ、階層化するかどうかというのは人事評価のところ、まず1回チャレンジして、それと連動した形で育成協議会に諮っていかなきゃいけないことになりますので、そこと協議をして、また御相談させていただければと思いますので、芳川委員と西井委員の御意見を踏まえて検討は進めてまいりたいと思います。

今回は育成指標というところの中で提案できるようお願いしたいなと、これが次のステップという形で御理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

【落合教育長】

ここで出た意見も踏まえながら、また育成協議会というところでまた話題にしていだきたいというところですので、次年度の人事評価を書くに当たっては、この形で取り組みながら、育成協議会で今出た意見を踏まえながら、また揉ませていただければというところで、お願いできればと思うんですが。

【西井委員】

育成協議会の話が出たので、そこで進めますかというお話をまとめたんですけど、育成協議会でどういうシートを持っていらっしゃるかと、どういう採点をつけているかというのは我々に共有していただいたことは1回もないですね。だから分かれと言われても分からない。

それはちょっとコミュニケーション取りにくいというのが今の状態だということは、申し上げておきます。もしそこに対してものを言えるんだったら、見せていただいて、我々も意見を言わせていただく機会をつくっていただければ、そういうふうなことであれば納得できます。

【落合教育長】

職員部長。

【宮川職員部長】

私の説明不足で申し訳ありません。育成協議会は、育成指標をつくる上で、大学関係者とか、そういう方と協議する場で、最終的に決めるのは教育委員会で決めますので、その議論の経過も踏まえて、今回はすみません、育成協議会そのもののお示しをしなかったのも、そういう意味では説明不足であったことは反省を今、しております。ですので、決してそういうプロセスを踏んでいくということを御理解いただいて、今回もそういうプロセスでやっていきますので、御理解ください。

【西井委員】

質問をしていいですか。育成協議会で議論されたものが教育委員会のほうに上がってきて、我々の意見として、ここはこういうふうにすべきじゃないかという修正は加えられるんですか。

【宮川職員部長】

加えられます。

【西井委員】

それならいいです。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

少し今出ている意見を踏まえながらというところを、持ち越しするのはあるんですけども、次に向けてというところで、ほかに意見がなければ、一度ここで決を採りたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今いろいろ御意見があって、それを持ち越しているところがございますが、議案第26号につきまして、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【落合教育長】

ありがとうございます。

全員挙手です。よって、本件は原案とおり可決されました。ありがとうございます。

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について

【落合教育長】

それでは、続いて、報告事項のⅡに入ります。

報告事項No. 5 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課長からお願いします。

【細見庶務課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 5 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー06-1、報告事項No. 5の1ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第1項第2号の規定に基づき、教育長が専決した事項について、同条第2項の規定に基づき、御報告するものでございます。

1の(1)件名は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取についてでございまして、(2)内容は、記載のとおりでございます。

2、専決を行った日でございますが、令和8年1月28日でございます。

2ページを御覧ください。

令和8年第1回市議会定例会に提出を予定する議案について、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、3ページには、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

それでは、専決した事項のうち、議案第28号から議案第43号までについては本年1月の定例会で御報告しておりますので、本件では議案第3号、第45号及び第65号について、御説明いたします。

ファイルナンバー06-2、報告事項No. 5、資料1を御覧ください。

議案第3号「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

こちらは、職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、資料に記載のとおり改正す

るもので、施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。

次に、ファイルナンバー06-3、報告事項No. 5、資料2を御覧ください。

議案第45号「令和8年度川崎市一般会計予算」でございますが、教育費関係の主な内容につきまして、「令和8年度予算 教育費の概要」で御説明いたします。

2ページを御覧ください。

下段にあります川崎市一般会計予算及び教育費予算の対前年度比較表のとおり、令和8年度一般会計予算額は9,377億5,348万1,000円、うち教育費は1,371億7,073万2,000円となっており、前年度と比較して、約69億円の増額となっております。

次に、3ページを御覧ください。

教育費の主な増減でございますが、一番上の段の「職員給与費（事務局費）」が、給与改定による増、及び退職予定者の増による退職手当の増により、約37億円の増、一番下の段の「社会教育施設再整備事業費」が、幸市民館・図書館改修工事の着手による増により、約11億円の増となっております。

次に、4ページから6ページまでは各会計・教育費予算の概要、教育費予算の目的別分類、教育費予算の性質別分類を円グラフで表したのになりますので、適宜、御確認ください。

次に、7ページを御覧ください。

令和8年度予算案の重点施策として、教育費関係部分を抜粋した内容となっております。

最初に、市立学校体育館等の空調設備整備として、約4億2,000万円を計上し、令和11年度までに全校設置を目指してまいります。

次に、8ページを御覧ください。

不登校児童生徒支援の充実・強化として、約1億4,600万円を計上し、（仮称）校内教育支援センターの整備やゆうゆう広場のアウトリーチ機能強化、保護者支援の取組の強化などの取組を行ってまいります。

次に、9ページを御覧ください。

学校の朝の居場所づくりの推進として、約2,200万円を計上し、小学校の始業前から児童を受け入れる朝の居場所づくりを、令和8年度は、各区1校で実施を予定しております。

次に、10ページを御覧ください。

持続可能な学校運営体制の構築に向けた教員の人材確保と負担軽減として、約2億7,600万円を計上し、学校用務員が担う業務範囲の拡充及び民間委託化や学校徴収金事務の効率的な執行、学校水泳授業外部委託の推進、スクールロイヤーの配置拡充と不当要求行為等への対応を実施してまいります。

また、17ページを御覧ください。

下から2段目でございますが、教育DX推進事業として、約35億円を計上し、ダッシュボードの運用や、端末及びネットワーク統合に向けた環境整備等を行いながら、教員の負担軽減を図ってまいります。

次に、11ページにお戻りください。

学校給食に関する課題への対応として、約37億7,000万円を計上し、学校給食実施回数

の増や給食室への空調設備の整備を行ってまいります。

次に、12ページを御覧ください。

中段でございます国による学校給食費の抜本的な負担軽減への対応として、小学校及び特別支援学校小学部の給食費について、国の給食費負担軽減交付金や重点支援地方交付金を活用し、令和8年度は保護者負担を求めないなどの負担軽減を図ってまいります。

次に、13、14ページには、令和8年度新規拡充事業一覧を掲載いたしましたので、適宜、御確認ください。

次に、15ページを御覧ください。

令和7年度補正予算対応分といたしまして、学校施設整備において、令和7年度の国の補正予算を活用して、令和8年度予算を一部前倒しし、令和7年度3月補正予算と一体的に、切れ目のない予算を編成しております。

次に、16ページを御覧ください。

令和8年度予算額と令和7年度補正額につきまして、教育プランのキープロジェクト及び施策別に記載しております、17ページから22ページまでは、それぞれ事務事業別に記載しておりますので、適宜、御確認ください。

議案第45号「令和8年度川崎市一般会計予算」のうち、教育費関係についての説明は、以上でございます。

なお、議案といたしましては、ファイルナンバー06-4、報告事項No. 5、資料3の「令和8年度川崎市一般会計予算」となっておりますので、適宜御確認ください。

また、教育費の主な事業につきましては、ファイルナンバー06-6、報告事項No. 5、参考資料1の「令和8年度川崎市予算案について」、及び06-7、報告事項No. 5、参考資料2の「令和8年度各会計歳入歳出予算説明資料」に記載させていただいておりますので、適宜御確認ください。

次に、ファイルナンバー06-5、報告事項No. 5、資料4を御覧ください。

議案第65号「令和7年度川崎市一般会計補正予算」でございますが、教育費関係につきまして、御説明いたします。

初めに、4ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、内容につきましては、「歳入歳出補正予算 事項別明細書」により御説明いたしますので、20ページを御覧ください。

まず、歳入につきまして、17款2項国庫補助金でございますが、3段目の11目教育費国庫補助金は、既定額「13億9,835万7,000円」に「28億3,287万8,000円」を増額し、補正後の額を「42億3,123万5,000円」とするものでございます。

次に、22ページを御覧ください。

24款1項市債でございますが、12目教育債は、既定額「149億5,600万円」に、「179億8,400万円」を増額し、補正後の額を「329億4,000万円」とするものでございます。

次に、28ページを御覧ください。

歳出についてでございますが、13款教育費は、既定額「1,314億1,565万1,000

0円」に「209億4,949万1千円」を増額し、補正後の額を「1,523億6,514万2,000円」とするものでございます。

こちらは、8項2目義務教育施設整備費、及び4目特別支援学校施設整備費につきまして、国の補正予算を活用して、事業の前倒しを行うものでございます。

次に、12ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正、1、追加、13款教育費の内容といたしましては、13ページに参りまして、下から7段目、日本民家園施設整備事業など5事業につきまして、事業の執行が令和8年度となりますことから、合計で「15億2,983万9,000円」を繰り越すものでございます。

次に14ページにまいりまして、2、変更、13款教育費の内容といたしましては、15ページにまいりまして、義務教育施設整備事業につきまして、事業の執行が令和8年度となりますことから、補正前の額「1億3,841万9,000円」に「242億1,569万2,000円」を増額し、合計で、「243億5,411万1,000円」を繰り越すものでございます。

最後に、16ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございますが、下から3段目、義務教育施設整備事業の限度額を「178億5,400万円」増額し、「298億1,600万円」に、その下の特別支援教育施設整備事業の限度額を「1億3,000万円」増額し、「8億9,500万円」とするものでございます。

議案第65号「令和7年度川崎市一般会計補正予算」のうち、教育費関係についての説明は、以上でございます。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

令和8年第1回市議会定例会に提出予定の議案第3号、それから第45号、第65号について御説明いただきましたが、何か御質問はございますでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

ありがとうございました。

やっぱり施設改修費というのが非常に大きいんだなという、とても大きな支出になっているんだなというふうに理解した上で、この委員会場で報告いただいたりしている、具体的には4つのキープロジェクトに関わる場所について、しっかりとした予算を貼り付けていただいていると受け取りましたので、大変感謝をしたいなと思います。そういう意味で、ちょうど対策費等とプランが紐づいて、全体的に分かりやすかったです。

1点だけ質問が、DXのところなんですけども、これは予算の関係と、子どもたちの目線から見たときに、デジタル環境に対しての設備投資という形で予算が貼り付いていて、こういうGIGA端末がこういうふうに変わりますとか、こういうものが整理されていきますとか、この中に入っていると思うんですけども、それにデジタルを使いこなしていくための先生方や職員の皆さま

んのデジタルリテラシーについての教育というか、そういったものについては、どこ含まれていますか。どこを見ればそれは分かりますかという質問なんですけれども。探したんですけどよく分からなかったんですよ。

【落合教育長】

庶務課長。

【細見庶務課長】

ちょうど昨年度、西井委員から御質問いただいたときにもD Xの関係がちょっとよく分からないという話があって、17ページに教育D Xのところで書いてあるんですけど、リテラシーというところはちょっと記載ないので、ちょっと詳細を調べましてですね、また……。

【西井委員】

ぜひよろしくお願いします。ちなみに昨年質問したのは、D Xを進めた中で言うと、D Xに関わる総予算がちりばめられているので、それをまとめると一体幾らになりますか。それに対して、リターンはどういうものを求めて、試算されますかということを質問した。今日の質問とはちょっと違う。後ほどで結構です。

【細見庶務課長】

承知しました。

【落合教育長】

ありがとうございます。よろしくお願いします。

そのほか、何かございます。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

御報告ありがとうございます。

御報告の内容そのものには異論はないのですが、一つぱっと目に飛び込んできた中で気になる文言というか、言葉の整理の観点で教育委員会が作る資料としてこれでいいのかなと思ったところ、引っかかったところがあったのでお伝えさせていただきたくて、06-3のファイル、「令和8年度予算 教育費の概要」という資料です。ページで言うところの8ページ、ピンクに塗られていて、3番、保護者支援の取組のところで下のほうに、不登校の未然防止の観点からという文言があると思うんですね。細かい話かなと思うんですけど、未然防止と言われると避けるべきものというような印象を持たれてしまわないかなというのがありまして、意図的に選択的に学校から距離を取っているというケースもあったりすると思うんですね。ですから未然に防止すべきものというような形、判断を前提にした表現に取られないかなと、ちょっと気になります。

本来守るべきものは何かということと言うと、不登校にならないことというよりかは、不登校を選んだ場合に子どもや保護者が孤立しないこととか、周りが見えないこととか、そういったことのために我々は何ができるかということをお伝えしていくための予算ということかと思うので、少し、ちょっと表現に工夫があるといいのかなと思います。

【落合教育長】

庶務課長。

【細見庶務課長】

今、委員のおっしゃられるとおりだというところがあります。なので、記載につきましては、来年度以降検討してみたいと思います。よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、報告事項のNo. 5は終了といたします。

報告事項No. 6 第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（案）について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 6「第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（案）について」の説明を教育政策室担当課長からお願いします。

【堅月教育政策室担当課長】

それでは、第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（案）について御説明いたします。

本計画につきましては、昨年11月に素案を報告し、その後パブリックコメント手続を実施いたしましたので、本日は、その実施結果及び本計画の案について御報告をさせていただきます。

ファイルナンバー07-1、報告事項No. 6をお開きください。

第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果についてでございます。

中段の2、意見募集の概要でございますが、本計画の素案に対して、令和7年11月25日から12月24日までの30日間、本市ホームページへの掲載や各区役所等にて周知を行い、意見募集を行ってまいりました。

下段の3、意見募集の結果でございますが、提出件数は40通、意見数は88件でございました。

2 ページを御覧ください。

4、意見の内容と対応でございますが、いただきました御意見の件数と対応区分につきまして、資料中段の表のとおりでございますので、後ほど御確認をお願いします。

下段の（2）主な意見と本市の対応につきましては、主な意見として、探究的な学びや教職員の働き方・仕事の進め方改革、特別支援教育、学校図書館・学校司書などに関する御意見等が寄せられました。本市の対応でございますが、いただいた御意見のうち、学校司書に関することなどについて、御意見を踏まえた取組を推進できるよう案の修正を行ったほか、所要の整備を行い、第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（案）として取りまとめをいたしました。

3 ページを御覧ください。

5、具体的な意見と市の考え方でございますが、お寄せいただきました御意見の中から主なものを御説明いたします。

初めに、（1）計画全体及び基本的な考え方に関する御意見は3件ございまして、1段目「取組の推進に当たっては、学校間の格差や情報伝達の遅れを防ぎ、公平な支援を行ってほしい」などの御意見をいただきました。

4 ページを御覧ください。

（2）「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」に関する御意見は4件ございまして、1段目「めざすもの」は、一人ひとりが自分の人生を生き生きと生きること、それは子どもだけではなく、全ての人に言えることだと思う」などの御意見をいただきました。

5 ページを御覧ください。

下段の（3）第1期実施計画における基本的な考え方に関する御意見は1件ございまして、「本計画では「主体性の尊重」「教育の質向上」といった理念が掲げられており、その方向性に賛同する。本計画が示す理念が実際の教育現場に浸透し、川崎市の子どもたちが安心して学べる環境が実現されることを強く期待する。」との御意見をいただきました。

6 ページを御覧ください。

（4）Key Projectに関する御意見は43件ございまして、1段目「Project 1に記載されているように、「どうして」「不思議だな」と感じたことを自ら探究することで、子どもたちは楽しいと感じ、もっと学んでみたいと前向きに取り組むようになると思うので、「かわさき探究2.0」には、社会や地域に限定するだけでなく、自ら「不思議だな」「どうして」と思ったことを探究する学びの充実も入れてほしい。」などの御意見をいただきました。

21 ページを御覧ください。

（5）実施計画（施策及び事務事業）に関する御意見は31件ございまして、1段目「施策1において、子どもたちが主体的に地域の課題を捉え、自分で考えてその解決を模索するには、情報を読み解く力が必要である。日常的に子どもたちに情報を提供し、資料に興味を持つような指導が必要で、学校図書館とも連携することが求められる。そのためにも、小学校、特に中学校に、学校司書が常駐する体制を早急実現することを施策に明記してほしい」などの御意見をいただきました。

29 ページを御覧ください。

(6) より豊かな学びに向けてに關することの御意見は2件ございまして、1段目「性教育は本計画にどのように落とし込んでいくのか教えてほしい」などの御意見をいただきました。

30ページを御覧ください。

下段の(8)その他の御意見は4件ございました。

以上、主な御意見を紹介させていただきましたが、御意見に対して、本市の考え方を記載しておりますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

32ページを御覧ください。

第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画(素案)からの主な修正点でございます。

パブリックコメントの御意見や総合計画の改定作業、予算編成の進捗等による修正のほか、全体で表記の統一や字句の調整、数値の更新等を行っており、主な修正箇所につきましては、表のとおりでございます。

表の1段目、パブリックコメントの意見を踏まえた修正としましては、1段目と2段目は、探究的な学びの背景をより分かりやすくする表記に修正しております。

3段目、ページ番号39にお示しする「中学校等への学校司書配置に向けた取組の実施」は「中学校等への学校司書の全校配置」に修正しております。

4段目、総合計画の改定作業による修正としましては、新たに「オンライン学習システムを活用した伴走支援のモデル実施」を記載しております。

5段目、予算編成の進捗による修正としましては、ページ番号26にお示しする「学校徴収金事務の効率的な執行」の項目を「Webサービスを活用した学校徴収金事務の効率的な執行」として項目全体を修正しております。

33ページを御覧ください。

下から4段目、その他策定作業の進捗による修正としましては、ページ番号39にお示しする「歯科保健教育の推進等」は「フッ化物洗口など歯科保健教育の推進等」に修正しております。

資料の説明は以上でございますが、いずれも参考資料2の本編に修正内容を反映しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

また、参考資料1の概要版につきましては、スケジュールなどの時点修正や、パブリックコメント募集に関する記載の削除、本編と連動した修正のほかは、素案からの内容の変更はございませんので、後ほど御確認をお願いいたします。

最後に、今後のスケジュールでございますが、3月中旬に教育委員会会議での審議を経て、成案として公表する予定でございます。

説明につきましては以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

教育プランに関わる市民の皆様からの御意見、それから市の考え方、修正部分についての御説明でしたが、いかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

80件を超えるたくさんのコメントをいただいて、私も読ませていただきましたけど、おおむねポジティブといいですか、賛同される意見が多かったかなというふうに感じまして、ありがたい意見も、修正も的確にされているというふうに思いました。

これは質問じゃないんですけども、特に学校図書館の機能を三つに分けて特に情報センターとしてしっかりと活用して行ってほしいという意見というのは非常に、そういうふうな目でしっかりとした意見をいただいているんだなというふうに思いまして、特に司書を中学校に全校配置しようというふうに取り組んでいただいていることに加えて、やはりその役割という観点で、いま一度そういうことの在り方とか、今後の方向性みたいなこと、その意見を聞かせていただければありがたいなと思いました。大変すばらしい意見だなと思いました。意見です。

【落合教育長】

学校教育部長、お願いします。

【北川学校教育部長】

ありがとうございます。今回学校図書館に関する意見が複数あったということ、それから昨春秋に読書のまちの推進計画に関する振り返りをさせていただいた際にも、やはりその他の事業自体は充実しているものの、図書館については配置の関係で小学校には全校配置したけれど、中学校はまだ多くの課題が残っていることになるので、少し図書館の在り方についての考え方をまとめていきたいと思います。その際に委員がおっしゃったように、求められる図書館の機能についても整理して、課題等を御説明できるように進めたいと思います。

【落合教育長】

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

ありがとうございます。先ほど西井委員がおっしゃったように、パブリックコメントは教育プランに関することと決まっているんですけど、本当にこの機会を捉えて市民の皆さんが本音をここにたくさん書いてくださったなという印象で、私も興味深く読ませていただきました。

図書館についての話もそうなんですけれども、ほかにも気になるところとしましては、80を超える御意見のうち、不登校ですとか特別支援に関する御意見というのも多いなという印象があります。50件ぐらいあったかなと思います。今回のプランに直接反映されることは難しいと思いますけれども、これが市民の皆さんが実際受け取っている課題なんだということは忘れずにいたいなと思います。

例えば、サポートファイルの伝わり方ですとか、LDのお子さんに対しての支援だとか、中学校との連携はどうなのかとか、そうした一つ一つの御意見というのは実際市民の皆さんが感じていることだったりすると思いますので、パブリックコメントだからお返事申し上げて終わりでは

なくて、答えたものを具体的に何かできることはないのかという視点で拾い上げていく場がある
といいのかなというふうに思いました。

【落合教育長】

ありがとうございました。

坂口委員、ごめんなさい、どうぞ。

【坂口委員】

ありがとうございます。

Aについて伺いたいのですが、対応区分がAからDまであって、Aというのがこのパブリック
コメントをいただいて、実際にプランに反映したものという理解でよろしいのでしょうか。

【堅月教育政策室担当課長】

そうです。パブリックコメントにいただいた御意見を基に、教育プラン本体そのものの表記を
何かしら修正していったというものをAというふうに分類しておりまして、具体的な修正内容は
先ほどの資料の2といえますか、ページで言うと32ページからの表で御説明をしているという
ことになってございます。

【坂口委員】

ありがとうございます。私も学校図書館の話がとても印象的で、それに対して市の考え方とい
うのを全面的に肯定して受け止めて変えたという点にとっても注目しました。

同時に、これは既に予算化されていることでもあるので、表記を変えた、あるいは何を変えた
んですかというのをちょっと伺いたいんです。つまり司書を配置する、全中学校に配置するとい
うのは決まっていたことではあると思うんですけども、市の考え方としてパブリックコメント
のどこを受け止めたのかというのを教えていただけますか。

【北川学校教育部長】

ありがとうございます。秋に公表した素案の段階では、令和8年度から司書の配置に取り組む
というような抽象的な中身だったのですけれども、その先のいつまでという部分が曖昧な形にな
っていたのと、こういった御意見もあったということや、また庁内でも予算の調製ができたとい
うことで、期限を切って令和11年度までに全校配置するということを明記した、そこが大きな
変更となります。

以上でございます。

【落合教育長】

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。読書センター、学習センター、情報センターの機能という点ではないんですか。

【落合教育長】

学校教育部長。

【北川学校教育部長】

センターの機能については、今回意見で出たということだけでなく国のほうも示しているような考え方になります。そっちでしっかりと、その実現に寄与できる取組について、その方向性で取り組んでいくというふうに考えています。

以上です。

【坂口委員】

分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかに。野村委員、どうぞ。

【野村委員】

先ほど私が申し上げた意見の補足と言いますか、例えばここでいただいた意見は聞いて教育政策室で終わりではなくて、御意見に関連した所管課にこういった意見が来ていたよということでシェアされたりしているのか、今後の広がりというのがあるのかを確認させていただきたい。

【堅月教育政策室担当課長】

今、例えば学校司書の件も学校教育部長のほうに答えてもらいましたとおり、いただいた御意見は内容によって各所管のほうにまず振り分けまして、各所管課のほうで、まず回答の内容を書いたという形でございます。それを全体で教育政策室のほうで調整をしていったという中身でございまして、当然各所管のほうで受け止めて今後の参考にさせていただいていると。

さらに区分でA、B、C、DとEとございますけれども、今回特にCという意見につきまして、ここに書いてありますとおり今後の取組を進めていく上で参考とするものという区分でございまして、おっしゃったように回答しておしまいというわけではなくて、今後も引き続きいただいた御意見を参考にしながら取組を進めてまいりますという意思表示という意味で表記をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

このような形でいい教育活動に使われていくように進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項Ｎｏ．６は終了いたします。

報告事項Ｎｏ．７ 未来を育む学校サポートプログラム（案）について

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．７「未来を育む学校サポートプログラム（案）について」の説明を、教育政策室担当課長からお願いします。

【大島教育政策室担当課長】

それでは、報告事項Ｎｏ．７「未来を育む学校サポートプログラム（案）について」御説明いたします。

本件につきましては、昨年１１月２１日の文教委員会におきまして、計画素案について報告をし、その後、約１か月の期間、パブリックコメント手続を実施いたしました。

また、並行いたしまして策定作業が進んでおります教育プランや令和８年度予算案とも整合性を図りながら、計画案策定に向けた作業を進めてまいりました。

本日は、パブリックコメント手続の実施結果及び未来を育む学校サポートプログラム（案）につきまして御報告をさせていただきます。

それでは、資料０８－１をお開き願います。

未来を育む学校サポートプログラム（第３次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針）（素案）に関するパブリックコメントの実施結果についてで、１ページを御覧ください。中段の項目２、意見募集の概要を御覧ください。上から１段目、意見の募集期間は、令和７年１１月２５日から１２月２６日までとし、２段下、意見の周知方法は、市政だより、本市ホームページへの掲載や各区役所等にて周知を行いまして、意見募集を行ってまいりました。

２ページ、３、意見募集の結果でございますが、意見提出数２５通、意見件数４１件でございました。

４、意見の内容と対応でございますが、（１）意見の対応区分につきましては、いただきました御意見に対する市の考え方の対応区分については、中段の表にまとめてございます。

３ページにまいりまして（２）主な意見と本市の対応につきましては、ア、主な意見、働き方改革の対象となる者についての御意見、人事運用・採用等についての御意見、教育委員会の取組についての御意見、個別の取組に関する御要望などが寄せられました。

５、意見の要旨につきましては、お寄せいただきました御意見の中から主なものを御説明いたします。

初めに、（２）本プログラムのポイントについての御意見は９件ございまして、項目１番、教員だけでなく、用務員や栄養士、事務職なども含めた全体改革を推進すべきです。との意見がありました。

4 ページにまいりまして、(3) 取組期間内の目標についての御意見は6件ございまして、項目1番、「本編で時間外在校等時間の算定に臨時的任用・任期付教員も含めるとあるが、これらの教員は校務分掌が少なく負担が異なる傾向にある。したがって、臨任・任期付を含めない場合の数値も併せて公表すべきと考える。」との意見がありました。

5 ページにまいりまして、次に、(4) 四つの対応の方向性に基づく取組についての御意見は22件ございまして、項目2番「教職員の業務量過多は、児童生徒と向き合う時間や教職員の健康確保に直結する重要課題です。新しいツールも取り入れていくなどして学校や教育委員会に係る業務全般を見直す時期になっているのだと思います。」との意見がありました。

7 ページにまいりまして、項目13番「小学校の「のびゆくすがた」の前期所見欄の廃止、各書類の押印の廃止、留守番電話導入等、働き方改革が進んだことは高く評価しております。文部科学省が示した「学校と教師の業務の3分類」を取り入れ、運動会前の校庭整備、学年会計、ワックスがけを教員の業務から外してほしいです。また、職員の日直の見回り(毎日)、電話対応(長期休業期間中)を担当する職員を配置してほしいです。学校閉庁日は、「かわさき家庭と地域の日」は、新たに追加されましたが、市制記念日も対象に含めることで、市内の小中学校に子どもを通わせている教員が休めるようにしてほしいです。」との意見がございました。

以上、主な御意見を紹介させていただきました。

そのほかの御意見に対しまして、それぞれ本市の考え方を記載してございますので、詳細は後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、素案からの主な修正点を御説明いたします。

11 ページをお開きください。

初めに、①番、ほかの行政計画や令和8年度予算案の策定作業が進められたことによる状況に応じまして、整合性を図りながら一部修正を行っております。具体的には、本編の17ページのオンライン学習サービスというものを、他の指針と表現を合わせるために、「オンライン学習システム」と表現を改めました。

また、本編の35ページについては、教育プランとの整合性を図るために表現を改めています。

12 ページにまいりまして、本編39ページについては、具体的な予算化は今後市議会定例会での議決を経てからになりますが、学校徴収金などについて予算編成作業の進捗により表現を改めています。

また、概要版3ページ及び本編11ページについては、国が資料を公表したため、数値を更新しています。

素案からの主な修正点の御説明は以上でございますが、いずれも参考資料1の概要版、参考資料2の本編に反映してございますので、後ほど御確認くださいますようお願いいたします。

今後のスケジュールでございますが、引き続き、関係する行政計画等との整合性を図りながら成案に向けた作業を進め、3月下旬には成案として公表する予定となっております。

未来を育む学校サポートプログラム(案)についての説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

未来を育む学校サポートプログラムに対する市民の皆様からの御意見に関する市の考え方や修正点についての御説明でしたが、いかがでしょうか。御質問、御意見、ありますでしょうか。

坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】

ありがとうございます。こちら現場の中にいる人たちと思われるような意見も含めて、パブリックコメントがここまで集まったのはよかったかなと思って、面白く、興味深く拝見しました。

4ページの2でしょうか。時間外在校等時間というところのデータが正確なのかという意見が、この御意見のほかに3件あった。それに対して、考え方として対応はDで、これはタイムカードで把握しているけれども、そのデータというのをむしろ尊重していて、そこの手前で食事の時間とか雑談していたりとか自己研さんに使っていたりする部分、その時間は、読書などは自己研さんとして差し引いた時間をむしろ登録してほしいというお願いで終わっているような回答になっているかと思います。Dなのですが、これで大丈夫かなと思ったのが1点です。つまり、働き方改革を進める上で時間の把握というのは非常に重要だと思うんですけども、それ以外の対応を考える必要は本当はないでしょうかという質問をさせていただきます。

【大島教育政策室担当課長】

時間外在校等時間の集計につきましては、本市ではいわゆるタイムカード、職場に着いたときにセンサーにピッと触れて、帰るときにピッとというのが基本です。他都市におきましては、やはりほかの時間外在校等時間の測り方がございまして、例えばそういうパソコンを起動し、特定のアプリケーションを起動したときからそれを閉じたときというような測り方もございまして、正直市によって計測の仕方がかなり違うと。

本市の中では、今考えられる方法として回答があるとおり、勤務時間の中において例えば何かしら研さんする、例えば読書するだとか、時事情報をつかむとか、そういったところは除くような形で指導しているというところなんですけれども、合理的にほかの自治体との差異はかなりあるということは認識していますので、その部分については今後教育委員会でも何かしら手立てを考えていかなくتهいけないというような認識であるところでございます。現状、パブリックコメントの回答としましては、こういった内容で回答を行ったところでございます。

以上でございます。

【坂口委員】

ありがとうございます。もしかしたらCで対応してもいいかもしれないかなと思った次第です。以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。西井委員、どうぞ。

【西井委員】

Dに分類されるアンケートが非常に多くて、それでやはり我々が進めようとしている未来を育む学校サポートプログラム、この中身についてもうちょっと丁寧なコミュニケーションがあったほうが、現場の先生からのコメントじゃないかなというふうに思ったものですから、ここのところが非常に重要だなというふうに改めて感じた次第です。

坂口委員が今指摘されたところもそうですし、それから我々の表現からするとやはり教員のことは考えて職員の考え方はどうかとかですね、これは複数出ていましたので、より丁寧なコミュニケーションをしていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかの御意見はいかがでしょうか。森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。先ほど坂口委員がおっしゃったことなんですけど、教員も一応休憩時間が決まっていますよね。ですけど多分取れていないのが現状で、ほかのことをやっている人をお待ちしている等々の指摘がありましたが、もしかしたらその人は休憩を取っていないからという意識があるのかなと思うんですけど、そこが校内で不満になっているのだとしたら、今休憩だとか休憩じゃないの見える化を簡単なことなんですけど、目に見えれば、休憩していないから休憩の時間、休憩の時間なら何を相談していても何をしてもいいと思うんですけど。なので、この人は休憩を取れていないので今は休憩だという見える化をすとか、パソコンを開いて閉じてというのは、多分そういうわけだと思うので、もっと単純に解決できないかというのと、あとこれひいきしちゃうと、入口でのシャットアウト感がどうしても、現場からしたら見えちゃうかなという、その不信感が少し心配になりました。

【落合教育長】

ありがとうございます。休憩時間の見える化については、校長会長から校長たち、職員室のところに貼ろうというそういう呼び掛けをして、それが教員だけではなくて、どうしても先生中心になっちゃうので、教員は例えば4時から4時45分、栄養職員は12時半だとかそういうのを貼ろうという、そういう声掛けは出てきています。

【森川委員】

ただ、その時間に取りれない人が出てくると思うんですよ、保護者対応などいろんなトラブルがあるので。この人今日取れたとか、この人取れていないとかあると思うんですよ。なので、そういう誤解を小さなものは小さなときに解決していったほうがいいと私は思っているんで、ちょっとそこの、一斉休憩を決めるのと、あとは個別に取りれたか取れていないかが見えるようになるもの、そんなのはどうかなと思ったりもしました。

【大島教育政策室担当課長】

ありがとうございます。森川委員おっしゃるとおり、一斉では取れないと思っています。今職員部のほうでも、45分から60分の休憩を一斉に取れるのが本来の趣旨なんですけども、やはり保護者対応とか何かしらの対応があり、例えば45分連続で取れないとかあると思います。そういうための方策として分割して取るとか、そういったところも今、職員部としてはそういう方法もあるよという伝達をしていますので、それに加えて今森川委員がおっしゃられたように、取れなかった人に対してのケアみたいなところについては今後も校長会ともお話ししながら、校長会でもいろいろとお考えというかアイデアを持っていらっしゃると思うので、そこは共有しながら浸透させていければなと思っている次第です。

以上でございます。

【落合教育長】

ほかの御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

今回の御意見だと、学校現場からの声じゃないかなというのも感じておりますので、学校のアイデアを大切にしていくという辺りとそれを応援していく、本当に環境面とか制度面等を変える部分があるのは行政側だと思うので、ただ行政から言われるとおりやるということではなくて、学校現場のアイデアを応援一緒に考えていけるような、学校と事務局が一緒に動けるようなところで進めていければというふうに感じております。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、報告事項のNo. 7は終了といたします。

会議が始まってからちょうど2時間たちましたので、10分休憩を入れたいと思います。中途半端ですが、42分再開ということでよろしくお願いします。14時42分再開です。

(16時32分 休憩)

(16時42分 再開)

報告事項No. 8 学校施設への包括管理委託導入に係る実施方針（案）について

【落合教育長】

それでは、再開いたします。

報告事項No. 8から進めていきます。報告事項No. 8「学校施設への包括管理委託導入に係る実施方針（案）について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長からお願いします。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 8について、御説明いたします。

ファイルナンバー09-1、報告事項No. 8をお開きください。

初めに、2ページを御覧ください。

1、経過・概要でございますが、一つ目のポツに記載のとおり、かねてからの学校施設の管理に係る課題解決と全市展開を視野に、令和6年度から3年間のモデル事業として麻生区内の市立小中学校において、学校施設包括管理業務委託を導入いたしました。

二つ目のポツに記載のとおり、麻生区モデルについて、事業評価を行い、令和9年度以降の全市展開について検討を行ったところ、その効果が確認されたことから、今後の学校施設の管理において、包括管理委託の導入を進めていく方針としたところでございます。

三つ目のポツでございますが、この方針を基に、令和7年12月にサウンディング調査を行い、その結果を踏まえ、詳細な発注条件を具体化し、実施方針案を策定いたしました。

四つ目のポツに記載のとおり、実施方針案公表後、事業者からの質問を受け付け、3月に実施方針を公表し、令和8年度から事業者の公募を行ってまいります。

3ページを御覧ください。

2、包括管理業務委託の仕組みでございます。

①に記載のとおり、これまで学校の教職員や教育環境整備推進室が個々で対応していた修繕業務や、教育環境整備推進室が個々に契約していた維持管理業務を、一つの外部事業者に一括して委託する施設管理の方式でございます。

4ページを御覧ください。

包括管理委託での業務の流れについて、学校で設備の不具合が起きた際の軽易工事を例にお示ししてございます。

市としましては、左下に記載のとおり、包括管理事業者のこれらの事務についてモニタリングを実施いたします。

5ページを御覧ください。

3、全市展開に当たっての本市の考え方等についてでございます。

全市展開の検討を進めるに当たり、各方面から様々な御指摘や御意見をいただきましたので、これまでの本市の対応及び考え方等について御説明いたします。

(1) 事業者・業界団体等との意見交換及び経過についてでございますが、表にございますとおり、PPPプラットフォーム意見交換会や市内業界団体への説明・意見交換、サウンディング調査といった機会を通じて、事業者や市内業界団体との意見交換を重ねてまいりました。

6ページを御覧ください。

(2) サウンディング調査の結果概要でございます。

令和7年12月に個別対話方式により実施し、表のとおり、業務範囲や事業規模、市内事業者の受注機会の確保等に関し、参加事業者から有益な御意見をいただきました。その結果、表の下に記載のとおり、全市一括での契約で複数事業者の参画が見込まれることが確認できたところでございます。

7ページを御覧ください。

(3) 分割方式に関する考え方についてでございます。

サウンディング調査等においては、契約形態について、全市一括方式ではなく、市域を分けて導入する分割方式を希望する意見もあったことから、本市としての分割方式に対する考え方を整理しております。

9 ページを御覧ください。

(4) 全市展開に当たっての本市の考え方でございます。

本市としましては、全市一括として、新たな取組等を取り入れながら、適切かつ効果的な導入・運用を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、①のとおり、再委託先となる市内事業者の受注機会の確保に向けて、包括管理事業者の公募段階及び事業実施段階において、再委託先となる市内事業者の優先活用に向けた取組を実施してまいります。

また、②のとおり、包括管理委託導入後も、修繕費・維持管理費は、直営時の実績を踏まえて必要額を確保するとともに、包括管理事業者との契約上、マネジメント費と区分することにより、再委託先となる市内事業者に適切な額が支払われる仕組みとしてまいります。

また、⑤のとおり、包括管理事業者の公募に当たり、複数事業者での応募を可能とすることや、応募者が市内事業者であることを積極的に評価する項目を設けるなどの工夫をし、市内事業者の包括管理事業者としての参画可能性に配慮してまいります。

また、⑥のとおり、包括管理委託導入後においても、直営を継続する軽易工事の実施や、包括管理委託におけるモニタリングの実施などを通じて、学校施設の維持管理に関するノウハウの継承に取り組んでまいります。

10 ページを御覧ください。

⑦のとおり、麻生区モデルでの取組を踏まえ、全市展開においても厳正なモニタリングを継続し、その結果を運用の見直しやモニタリング手法の向上に生かすなど、事業全体の継続的な改善を図ってまいります。

11 ページを御覧ください。

4、実施方針（案）についてでございます。サウンディング調査の結果等を踏まえ、一括方式による全市展開における対象施設や業務範囲などを示した実施方針（案）を策定いたしました。今月の公表後、3月中に実施方針として取りまとめ、改めて公表する予定でございます。

実施方針案の項目は、①のとおりでございますが、麻生区モデルの際の実施方針との主な違いといたしましては、②に記載のとおり、概算事業費を記載している点、また、市内事業者の受注機会の確保に当たり、修繕業務については、案件ごとに発注前の段階から確認を行う予定であることを記載している点でございます。詳細については、参考資料1を御参照いただければと存じます。

12 ページを御覧ください。

5、全市展開に当たっての概算事業費についてでございます。サウンディング調査における事業者との個別対話を踏まえた、一括方式による全市展開の概算事業費でございます。

囲みにございますとおり、概算事業費の上限額は、契約期間の5年間で約9.3億円、年ごとの内訳といたしましては、維持管理費が約7億円、修繕費が約9億円、マネジメント費が約2.5億円でございます。

13 ページを御覧ください。

6、今後のスケジュールでございます。実施方針案につきましては、今月の公表後、事業者から質問を受け付け、3月に策定いたします。

その後、5月以降、包括管理事業者の公募要領等を公表し、事業者選定のプロポーザル等、必要な手続を経て、契約締結を行ってまいります。

その後、業務開始に向けて必要な準備を進め、令和9年4月から全市展開を開始してまいります。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

包括管理委託の導入に係る御説明でしたが、御質問、御意見ございますでしょうか。

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

御説明ありがとうございます。質問なんですけれども、10ページのところにモニタリング例を示していただいているんですけども、仕様書を確認するということ、100万円以上の案件のみということになっています。大体想定したときに、修繕費だと思うんですが100万円以上の案件は年間どのくらいあるというふうに想定されていますか。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

100万円以上のものが、どのくらいの件数になるかというのは、すみません、ちょっと今手持ちで出ないんですけども、ただ修繕業務の現状を申し上げますと、市全体で言いますと、およそ年間で600件から800件ぐらい、年によって差はございますけれども、そのくらいの件数を毎年我々、教育環境整備推進室のほうで契約事務を行っているというような状況でございます。ですので、そちらの何割ぐらいが100万円以上なのかというところはすみません、ぱっとお答えできなくて恐縮なんですけれども、中にはもともと小規模な修繕もございますので……。

【西井委員】

分からないなら分からないで結構です。麻生区でモデルケースで実証されているんですけど、今回の一番の変化というのは全市に及ぶということで、教育委員会の責任としてはこのモニタリングがやっぱり一番新しい仕組み、新たに加わった仕事で、一番集中することが予想されるんですね。ここをきっちりやらないと、一括で受託されたところというのは、きちんとされているかどうかというところは我々の責任にも関わってくるので。

修繕費は全部で年間9億円ですよね。やっぱり100万円というのは、それなりに全体として大きい規模なので、裏を返せばそんなに数がない。そうすると何をモニタリングするのということになっちゃうと思うんですね。だから最初のところで、初めての取組なので、そこをきちんと、あまり細かくやると業者の方はやりにくいかもしれないけども、その役割分担をきちっとするまでは、割ときめ細やかにモニタリングをしていくという姿勢を示していかないと、物すごいルーズになる可能性があるんですよ。だってこの事業はあれでしょう、再委託できちゃうんでしょう。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

そうですね、維持管理に関しても修繕に関しても、多くは包括管理事業者からの再委託という形を想定をしております。

【西井委員】

したがって、何が言いたいかというと、ここのタイミングで年4回ちゃんと会議があります、毎月やりますというマネジメントポイントだけを言うんじゃないくて、何をチェック、教育委員会事務局としてはチェックしていますかというところを、指定業者の方にちゃんと分かってもらうためにも、最初は丁寧にやったほうがいいですよ。型を作って、それをモニタリングするようにして、従って最初は事務局にかなり負担がかかるんですよ。そこをぜひ理解してください。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

承知しました。しっかりと対応してまいりたいと思います。

【落合教育長】

スタートが肝腎ということで。

ほかは、いかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

すみません、順番逆転ですけど、このフォームを取って採択していただいたおかげで、各学校の修繕や何かが、今まで1件1件となっていたやつが一斉に進めることができるので、これは大変感謝しているんですけど、先に感謝すべきでした。失礼しました。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

ありがとうございます。

【落合教育長】

実際の学校の声は、早く始めてほしいという声が届いているところでございます。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。こういうことについて詳しくないので、的外れな件だったらごめんなさい。申し訳ありません。

見積書等々をチェックされるというお話だと思うんですけど、今回私が一番心配しているのは、現場の保守とかきちんと、例えばここを工事しているけど、児童生徒の歩くルートをきちんと確保するかとか、実際に大丈夫だろうと甘く見られて何もしてくれていなかったときに、児童

を追いかけるのに夢中な教員が、小さい子を追いかけていたから下を見ていたので、壁にぶつかってこうなったという人もいますので、その辺、見積りの中にそういうのが見えるのであれば、そこは一緒に考えていただきたい。例えば、遠回りさせるための用具のレンタル料とか、そういうことが足りているかとか減っていないかとか、その辺の認識はきちんとしていただかないと、児童生徒を追いかけて、教員は目がそっちに行っているんで、普通の人が道を歩いている感覚で保守というかをされているのでは、実際に事故は起こると思います。現実には起きていますので、その辺の注意もしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

一応、直営で、市が直接発注している際にも、受けていただいている事業者さんにはしっかりその辺の安全も含めて対応していただいているかなと思いますので、そういった部分をしっかり今後、包括を導入した際には包括事業者にもちゃんと指導をして、その下請になる事業者さんにもしっかりその辺の安全を守った中での工事なり、対応するようにということで進めてまいりたいと思います。

【森川委員】

よろしくお願いします。

【落合教育長】

児童の安全を守る、学校現場にいる子どもたちの安全を守るというのは大事なところでございますので。

ほかはいかがでしょうか。坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】

私もよく分かっていないので、的外れだったらごめんなさい。

3ページにある図を見ているんですけれども、今回の包括管理事業者というのがあって、そこでいろんな修繕業務が行われるというというのはよく分かったんですが、包括管理事業者自体、事業者同士の競争改善を求めるとというのが、7ページにあります。7ページ、3の①包括管理事業者間での競争改善についても見るということなんですかということ。つまり、一つの会社をお願いして、複数の学校をお願いするのではなくて、例えばAチーム、Bチームのほうがあるのか、それともAチームが駄目だった場合のBチームというのをいつも考えるのか、そのどちらの考え方なのか教えてください。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

ちょっと、少し分かりにくい内容で申し訳ありません。今の我々が考えているのは、全市を一つの契約ということで、一つの包括管理事業者をお願いをするという想定でございます。

一方で、この資料の7ページにございますのは、我々の全市一括という考え方に対して、要は例えば市を南部、北部みたいな形でエリアを分けて違う事業者さんにお任せをすべきではないか

という御意見がありまして、それに対して、いや、あまりそれじゃないほうがいいよというところを御説明しているペーパーになってございます。エリアを分けて事業者それぞれに担っていたとしても、現実としてはあまり競争というものは働かないといったことをこの7ページの中では御説明させていただいたところで、すみません、分かりにくくて。申し訳ございません。

【坂口委員】

とんでもない、私の理解が不足してすみません。

ではもう一つなんですが、先ほど西井委員がおっしゃった最初のモニタリングをきちんとしよう。それがこの仕事にもなりますという御指摘なんですが、その際は何をモニタリングするのでしょうか。つまり仕事の質なのか、価格からどういうふうに行っているのかとか、期日なのかとか、安全基準なのか、多分それ全部なのかもしれませんが、そこまでよく分からないなと思って。改善あるいは競争しないのであれば、何をチェックするのでしょうか。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

まず、10ページのところに沿って御説明をさせていただきますと、まず一つのタイミングとしては最初にこの仕様書の確認、100万円以上というところでございますけれども、比較的価格の高めの100万円以上の工事に関しましては、そもそも工事の内容、手法が適切かですとか、毎回参考の見積りみたいなものがございまして、見積額が適切なのかというところをまず確認をいたします。その上で現状麻生モデルの取組で言いますと、例えばこのチェック2というところになりますけれども、工事が完了した後に仕様のとおりにしっかりと工事が行われているのか、事業者側からの報告を受けてしっかりと工事内容の確認をしていくといったところでございます。これは案件ごとにやっていくと。

またチェック3というところになりますと、あと年間データというのが上がってまいりますので、しっかりと現場での業務の履行状況、また計画どおりに業務が行われているかというところを確認していくといったところで、そういう意味で業務の内容はしっかりとしたものになっているのか、適正に履行されているのかという部分をしっかりと見ていくといったのが基本的な考え方でございます。

戻りますけれど、チェックの1というところが今回新しく、全市展開に当たって新しく取り組んでいきたいといった部分でございまして、やはり市内事業者、下請事業者さんが活用されているかといった部分をしっかりと確認をしていきたい、その活用を促していきたいといったところもございまして、今回全市展開に当たってはこの見積業者がしっかりと適切な業者が選ばれているのかということですとか、市内事業者をしっかりと選定されているのかというのを、発注前にも見ていくといったところも、このモニタリングの中で確認をしていくといったふうな考えでございます。

【坂口委員】

ありがとうございます。よく分かりました。先ほど説明いただいたのに何度もごめんなさい。チェック2、チェック3に関しては、では各案件ごとということなので、学校側の判断が主であ

って、そのデータを取りまとめるというそのような認識で合っていますか。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

細かく申し上げるとこのチェック2に関しては1件1件、例えば修繕工事であれば1件の工事が終わるごとに、まず学校側の確認があります。それを含めて我々の教育委員会のほうに報告書が上がってきますので、我々も工事の内容がしっかりしたものができているかというのを、まずは二重に確認するという形になっております。

このチェック3は、あくまでも年間としての全体としてちゃんと業務が履行できているかといったところを確認するというのが、ここで言うチェック3のタイミングという形になります。

【坂口委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

企業で言うとゼネコンさんに工場の改修をお願いして、そうすると実際に修理作業とか改修作業をするのはそれぞれ下請がいらっしゃるんですね。そこのところと、発注者である会社がどういうふうにもモニタリングをしていくかという、すごく似ているので理解しやすいですけど、教育委員会の立場の責任としては、やっぱり学校がいわゆる修理が必要だということを訴えるわけですね。それを判断するのは包括事業者、委託先、ゼネコンがするわけで、そうするとそのところが計画されて年間計画になって工事計画が決まっていくんですけど、大体その計画どおりに行っているのかどうかというところのしわ寄せがみんな学校に行くわけですよ。だから学校で思ったところをちゃんと吸い上げてもらったかどうかというところをチェックする。つまり学校の改善点をちゃんとここは聞いてくれたかどうかというところをチェックする、それが計画どおりに行ったかどうかというのをチェックする。その費用が適切だったかどうかというのをチェックする。当然ですけど実際に工事するのはしたわけですから、そこがその学校の現場で、我々が一番担保しなきゃいけない、先生方と子どもたちの安全配慮義務をきちんと持った工事をしてくれるかどうか。この辺りについては、多分、ダイレクトに教育委員会にはレポートが加わってくる仕組みを学校との間で持っておいて、それをモニタリングにする。相手に対してこうこう言っているけど、実際こういうことが起きましたねというふうなところが必要だと思います。何をチェックするかというのを初めから決めておけばいいんですよ。そのときに学校のことをちゃんと聞くということですよ。

【坂口委員】

むしろルートをちゃんとしておくということですね。

【西井委員】

そうです、そのとおりです。

【坂口委員】

なるほど。ありがとうございます。

【落合教育長】

ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは報告事項のN o. 8は終了いたします。

報告事項N o. 9 学校施設長期保全計画（改定案）について

【落合教育長】

では次に、報告事項N o. 9「学校施設長期保全計画（改定案）について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長からお願いします。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは報告事項N o. 9について、御説明いたします。

ファイルナンバー10-1、報告事項N o. 9をお開きください。

学校施設長期保全計画の改定につきましては、8月に改定の考え方を、11月に改定素案を御説明させていただきましたが、その後、パブリックコメント手続を実施し、今回、改定の案を取りまとめましたので、御説明させていただくものでございます。

初めに、1ページを御覧ください。

学校施設長期保全計画改定素案に対するパブリックコメント手続の実施結果についてでございます。

2、意見募集の概要でございますが、意見の募集期間は、令和7年11月26日から12月25日まででございます。意見の提出方法、意見募集の周知方法等は記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

3、意見募集の結果でございますが、4通、13件の御意見をいただいたところでございます。

次に、4、意見の対応区分と件数でございますが、「B」の「御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの」が7件、「C」の「今後の取組を進めていく上で参考とするもの」が1件、「D」の「案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの」が5件ございました。

3ページを御覧ください。

5、具体的な意見と市の考え方でございますが、主なものについて御説明いたします。

まず、(1) 第2期取組期間における取組の考え方の設備再生・個別課題に関するものを除く部分に対する御意見でございます。

1番の御意見は、校舎の耐用年数が80年と示されていることに対し、修繕費用がかかることや児童の快適性を考慮し、40年から50年程度で建替えを検討する必要があるとの内容でございます。

これに対する市の考え方としましては、2段落目に記載のとおり、「今回の改定においても、引き続き目標耐用年数は80年として、再生整備と予防保全の取組を計画的に進めていくこととしており、改築までの間、老朽化対策のほか、可能な範囲で教育環境の質的改善に取り組んでいく」としております。

5ページを御覧ください。

7番の御意見は、子どもたちが毎日多くの時間を過ごす学校が老朽化していること、また、学校は地震などの大きな災害が発生したときには避難所になることから、子どもたちや地域に住む市民が安心して利用できるような環境整備を、との内容でございます。

これに対する市の考え方としましては、「本市の学校施設については、これまで耐震化に取り組んできたほか、本計画では、外壁補修や窓ガラスの強化ガラスへの更新など、安全対策に取り組んできた。また、避難所機能の強化も行ってきており、今後も引き続き、児童生徒の安全につながる整備と学校施設の防災機能の強化に向けた取組を進めていく」としております。

次に、(2) 設備再生の整備手法に対する御意見でございます。

8番の御意見は、猛暑が続く中で厨房従事者の職場環境の整備も重要であるため、厨房機器の更新実施と同時に、厨房機器でも利用する都市ガスGHPでの空調設備整備をすべき、との内容でございます。

これに対する市の考え方としましては、「設備再生における給食室改修については、空調整備も予定しており、設置する機器のエネルギー源については、各校の状況に応じて適したものを選定していきたい」としております。

なお、ファイルナンバー10-2、10-3は、改定案の概要版、全体版でございます。

今回、パブリックコメントの結果を受けての内容の修正はございませんが、一部、文言の整理やデータの更新等を行っております。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。市民の意見に対する市の考え方等についての説明でしたが、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 9は終了いたします。

【小山教育環境整備推進室担当課長】

ありがとうございました。

報告事項No. 10 今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）について

【落合教育長】

では続いて、報告事項No. 10「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）について」の説明を、生涯学習推進課長からお願いいたします。

【山口生涯学習推進課長】

それでは、報告事項No. 10「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（案）について」、説明いたします。

昨年11月に、方向性の案について御説明させていただきましたが、その後、パブリックコメント手続を実施いたしましたので、本日は、その結果及び結果に基づき修正しました方向性の内容について説明いたします。ファイルナンバー11-1、報告事項No. 10のファイルをお開きください。

中段の2、意見募集の概要でございますが、本方向性の案に対し、令和7年11月26日から12月25日までの30日間、本市ホームページへの掲載や関係各所での説明等を行い、意見募集を行ってまいりました。

下段の3、意見募集の結果でございますが、提出件数は53通、意見数は85件ございました。

2ページを御覧ください。

4、意見の内容と対応でございますが、いただいた御意見の件数と対応区分につきましては、資料中段の表のとおりでございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

下段の（2）主な意見と本市の対応につきましては、主な意見として、自然教室においては、他施設での実施についての質や実施手法、保護者負担等に関する意見が、八ヶ岳少年自然の家においては、施設の存続に対する要望やクラウドファンディングを活用した維持に関する意見が、その他青少年育成連盟加盟団体を中心に、活動場所の確保について支援を要望する意見や、施設廃止による富士見町との友好都市関係への影響に関する意見等が寄せられました。

本市の対応でございますが、いただいた御意見のうち、友好都市である富士見町に関するものについては、御意見を踏まえ、案の修正を行ったほか、所要の整備を行いました。

3ページを御覧ください。

5、具体的な意見と市の考え方でございますが、いただいた御意見の中から主なものを説明いたします。

初めに、（1）自然教室に関することについての御意見は33件ございまして、保護者からは、項番1、「クマの出没情報が後を絶たない、その心配のない場所であることの確認を」、4ページの項番3、「酷暑なので、高原エリアでの活動を」といった実施場所に関する意見や、11ページの項番14、「他施設利用により、各家庭で負担する費用が気になる」、12ページの項番17、「費用に見合った体験を子どもには経験してもらいたい」といった保護者負担に関する意見が寄せられました。教員及び元教員からは、16ページの項番23、「学校ごとにほかの施設を探すの

は、学校の負担がより大きくなる」など、教員の負担増に関する意見が寄せられました。また、自然教室以外の市内利用団体等からは、19ページの項番30、「他施設では、八ヶ岳ならではの自然環境や宿泊体験の質を同等に確保できるかは不透明」などの意見が寄せられました。

22ページを御覧ください。

(2) 八ヶ岳少年自然の家に関することについての御意見は42件ございまして、自然教室以外の市内利用団体から、項番33、「今までどおり一般利用ができるよう存続してほしい」、26ページの項番45、「全てではなくても、市民のために残してほしい」、33ページの項番60から67は同趣旨で、「アストロハウスは残してほしい」、35ページの項番68から72も同趣旨で、「クラウドファンディング等、存続のための資金を募ればいいのか」といった意見が寄せられました。

39ページを御覧ください。

(3) 青少年育成連盟加盟団体やその他利用団体の活動に関することについての御意見は8件ございまして、青少年育成連盟加盟団体からは、項番75、「他県あるいは国立は優先順位が低く、簡単には予約・利用することができない、優先利用をお願いしたい」や、項番76「往復バスの借上料の補助」等、活動への支援に関する意見が寄せられました。

43ページを御覧ください。

(4) その他についての御意見は2件ございまして、項番84、「友好都市について、資料で触れられていない」といった御指摘をいただきました。

以上、主な御意見を紹介させていただきましたが、御意見に対する本市の考え方につきましては、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

次に、ファイルナンバー11-2、報告事項No. 10資料をお開きいただき、白抜き64ページを御覧ください。

昨年11月の方向性案からの主な修正点でございしますが、パブリックコメントでの御意見を踏まえ、その他の検討状況の一つとして、中段の項番イに、友好都市である富士見町とのこれまでの交流状況に関する内容を記載いたしました。

白抜き68ページを御覧ください。

今後の検討について、昨年11月の方向性案の説明後、富士見町から、町内の他施設を活用してほしいこと、教育をテーマとした交流等を維持・発展することなどについての御要望をいただきましたので、その旨を記載したほか、青少年育成連盟加盟団体をはじめ、自然教室以外の市内利用団体に対する支援策について、昨年12月の文教委員会での陳情審査等を踏まえ、具体的な内容を追記いたしました。

また、ファイルナンバー11-3、報告事項No. 10参考資料につきましては、本方向性の概要版となっておりますが、案からの修正は行っておりませんので、後ほど御確認をお願いいたします。

最後に、今後のスケジュールでございしますが、来月開催予定の教育委員会会議において、自然教室の他施設移行が完了し、次期指定期間が終了する令和10年度末以降は、八ヶ岳少年自然の家については青少年教育施設として使用せず、教育機関として廃止することも含め、本方向性について御審議いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方角性についての市民の御意見と市の考え方について説明していただきましたが、御質問、御意見、ございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

こちらのパブリックコメントも大変興味深く拝読しました。53通85件ということで、重複している投稿も見られるので、もしかしたら同じような方がグループで投稿なさっているのかなというふうにも推察しますが、それでもまず八ヶ岳少年自然の家が大変愛された施設であるということがよく分かりましたし、ここでの実施というのは単に災害のリスクがあるかというだけではなくて、何とかできないかというような思いを持って見守っている方がいることがよく分かる、そのような御意見でした。

2点、質問は1点なのですが、指摘があって初めて分かったことというのはあるのでしょうか。私は何か、非常に自分も十分じゃなかったなというふうに、これを読んで反省したんですけども、1点目はやはり青少年育成連盟加盟団体の方々の活動についてというのを十分にもしかしたら議論できなかったんじゃないかなという点と、それからアストロハウスの利用に関してというのを十分に議論しなかったなというふうに自分では反省しているところなんですけれども、この自然の家の廃止というかに向けての検討の中では、その辺りはここだけで議論するわけではないと思いますので、検討されたかどうかというのを確認させていただけないでしょうか。

【落合教育長】

生涯学習推進課長。

【山口生涯学習推進課長】

ありがとうございます。青少年育成連盟加盟団体につきましては、事前に例えばボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会といったところとは、意見交換を交わしながら進めてまいりました。自然教室自体は他施設への移行が可能という道筋が見えてきて、また移転ですとか、そういったものも出てきた中で、やはり自然教室には利用についてどうしていくかということについては、こういった青少年団体の動きというか、御要望ですとか御意見について我々としても大変重要なことと考えておりますので、2月もそういった会議体にお邪魔しながら御説明しているところなんですけれども、そういった団体の御要望などをしっかりと認めながら、今後どういう支援ができるのかについては引き続き3年後の廃止に向けて、それまではしっかりと利用していただいて、時間も少しございますので進めてまいりたいと考えております。

またアストロハウスにつきましては、我々もアストロハウスだけ結構、これだけ意見が出たこ

とについてはそうなんだなというような印象はございます。ただちょっとアストロハウスだけを切り出して何かできるのかとか、また望遠鏡自体もなかなか高価なものですので、それをどう今後生かしていくかみたいなのところについても跡地利用の中の一つとして受け止めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【落合教育長】

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。富士見町とも長年の交流が続いてきたという点が今回さらに改定されて、本文の中に、本章の中に入れられたというのはとてもいいと思うんですけども、恐らく施設の再利用だったり、設備の再利用なんていうのも、もしかしたら検討できるのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

【落合教育長】

ありがとうございました。

西井委員。

【西井委員】

自然教室についてはかなり議論して提起していただき、そして実際に様々な改案を示す中で学校のほうの理解もかなり進んで、非常にいいところがあるということで前に進んでいると思うんですけど、片や20%残っているこの青少年自然の家というか、この部分の運用については生涯学習の観点で、やはりもともと後出しじゃんけんみたいな話になっているから、いろんな御批判も含めて意見が出るのは当然かなというふうに思っています。

最後の68ページ目のところに今後の方向性ということの中でさらっとそういうところを書いていただいていますけども、つまり富士見町との関係、それから代替案も含めて後は詰めていきますという話。ここのところについてはもうちょっと何というんですか、最後の3月に方針を出していくところで肉厚にするというか。市としては、この代案をどこまで提起できるかというところについて、先ほど令和10年まで時間がありますから、ここで詰めていきますということでは、ちょっとなかなかこれ引き下がらないんじゃないかと思うんですよね。

ちょっとここは、最後の2割の方々、特に青少年団体の方はアストロのところも含めてですけども、ちょっとその方々が納得される代替案の方向性みたいなものについて、もし事務局のほうで検討されているところがあるのであれば、もうちょっとそういった方向についても、こういった考え方をベースにしっかり対話をして、共感を得られるようにしていきますというぐらいの形にしていかないと、ちょっとこれ、68ページ目のところにちょろっと書いてあるだけなので、そのところはしんどいかなというふうに正直思いましたね。どうでしょうか。

【山口生涯学習推進課長】

ありがとうございます。報告書の資料 1 1－2、資料を見ていただくとこちら最後の、白抜きで言うと 6 8 ページのところですね。

【西井委員】

6 8 ページですよ。

【山口生涯学習推進課長】

こちらはももとのパブコメ前の案に加え、最後数行足しているようなところがありまして、実際これまでの議論も自然教室のほうはだんだんやむなしという中で、その他の団体支援をどうしていくのかというふうに今議論を多少はやっぱりしてきております。どっちの方法をどうするのかとか、あとはどういう支援ができるのかということなんですけれども、今やっていることとしましては、まず学校でも今選べるチョイス、カタログ化をして優先予約、早く学校のほうにはほかの施設御紹介できたり、先方に受入れをしっかりとってもらうような体制づくりは一定進んできたんですけれども、それにこういった青少年団体も同様に他の地域の施設でもちょっと優先的に、早めに予約できないかとか、そういうようなお話を併せてさせていただいております、それについては結構前向きに考えていただいている施設もございます。

ただやっぱり、それを団体が直接言っても受け入れてもらえないので、そこはやっぱり市が間に入って、市が話をつけてあげるというようなことをやろうと思っています。なので、やっぱり早めにしっかり施設を確保できるということについて、団体の方とかもそこは八ヶ岳よかったというふうに言っていますが、そういったところは我々事務方としてしっかり汗をかいていきたいということと、あとは例えばバス代がすごく上がっているとか、やっぱり金銭的な部分、八ヶ岳は安かったとかそういったところについては、こうしてあげますというようなことは必ずしも言えないものですから、そこら辺は引き続きちょっと検討課題かなというふうに考えているところです。

以上です。

【落合教育長】

御意見はよろしいですね。

ほかはいかがでしょう。森川委員。

【森川委員】

ありがとうございました。アストロハウスはこの中でも非常に売りというか、素晴らしい施設なんだと思いますが、そもそも大きな土砂災害が起こり得るとも言われている場所にたくさん子どもたちを連れて行って、渡り廊下なんか本当に高台にあるわけではなく、ただ地面に敷石があるだけなので、土砂が来たら全員流されるなというのはもう、そもそも想像できると思うので、アストロハウスがどうであろうと、八ヶ岳にどんな思い入れがあろうとも、子どもの命、送り出す親御さんの安心と子どもたちの安全が第一だと私は思います。

その上で、いろいろな指摘をした方々の思いはあることとして、私はこの方向性で命を守るという意味では、決定に不満もなく送り出す親御さんは安心して夜眠れるのではないかと考えております。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかの点ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 10は終了いたします。

報告事項No. 11 史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（案）及び史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（案）について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 11「史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（案）及び史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（案）について」の説明を文化財課長からお願いいたします。

【竹下文化財課長】

それでは御説明いたしますので、ファイルナンバー12-1、報告事項No. 11のファイルをお開きください。二つの計画とも、昨年11月に御説明させていただきましたが、その後、パブリックコメント手続を実施いたしましたので、その結果及び、結果に基づき修正した計画案について御説明いたします。

まず、第2期保存活用計画から御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

2、意見募集の概要でございますが、昨年11月26日から12月25日まで意見募集を行い、3、意見募集の結果のとおり、14通、33件の御意見をいただきました。

2ページを御覧ください。4、意見の内容と対応の（1）意見の対応区分は表のとおり区分しており、（2）主な意見と本市の対応でございますが、主な意見として、分かりやすい案内板等の設置、多言語・障害者対応を求める意見や、橘樹官衙遺跡群の価値や魅力を発信する、効果的な活用に関する要望などが寄せられました。

本市の対応といたしましては、一部意見を踏まえ、橘樹官衙遺跡群の存在や価値等の、積極的な情報発信に関する記述を追加・修正したほか、所要の整備を行った上で、史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画を策定してまいります。

3ページを御覧ください。5、具体的な意見と市の考え方につきまして、寄せられた御意見及び本市の考え方のうち、主なものを御紹介いたします。

4ページにまいりまして、（2）史跡の活用に関することでは14件の御意見がございまして、8番、9番では、8番の2行目後半からの記載のとおり、「インバウンド対策として案内板等の多言語化を図る」とあるが、対象者をインバウンドに限定せず、外国人居住者や視覚障害者等も視野に入れ、来跡者の多様性に鑑み、点字化等を図ってはどうかなど、情報発信等に際しての多言

語化等についての御意見をいただきました。本市の考え方といたしましては、様々な来跡者を想定した対応が必要と考えておりますので、記述を修正しました、としております。

10ページを御覧ください。6、案からの変更点として、御意見を踏まえた計画素案の変更点でございます。素案52ページの第7章第1節、活用の基本方針（1）の記述について、このように変更しております。

続きまして、第2期整備基本計画について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

2、意見募集の概要でございますが、昨年11月26日から12月25日まで意見募集を行い、3、意見募集の結果のとおり、9通、24件の御意見をいただきました。

12ページを御覧ください。4、意見の内容と対応の（1）意見の対応区分は表のとおり区分しており、（2）主な意見と本市の対応でございますが、主な意見として、便益施設やガイダンス施設の設置を求める意見や、史跡への理解を深める効果的な整備・活用方法についての要望などが寄せられました。本市の対応といたしましては、寄せられた意見が案に沿ったものや、今後の参考とするもの、要望等であったことから、所要の整備を行った上で、史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画を策定してまいります。

13ページを御覧ください。5、具体的な意見と市の考え方につきまして、寄せられた御意見及び本市の考え方のうち、主なものを御紹介いたします。

（2）施設に関する整備に関することでは16件の御意見がございまして、14ページにまいりまして、11番から14番では、ガイダンス施設は必要であるとの御意見をいただき、本市の考え方といたしましては、ガイダンス施設については、施設を有効かつ効果的に運用することが可能な土地・建物の有無について、調査・検討中であることから、運用可能な土地・建物が見つかり、設置についての調整等ができるまでの間は、様々なガイダンス機能を充実させていきます、としております。

続きまして、17ページを御覧ください。その他、文化庁からの指導についてでございますが、1、概要のとおり、計画の策定に当たっては、文化庁の確認が必要であることから、パブリックコメントの実施と併せて確認を行ったところ、5件の指導があり、対応を行ったものでございます。指導の内容と市の対応は一覧表のとおりでございます。

19ページにまいりまして、3、案からの変更点として、5件の指導を踏まえた計画素案の変更点を、次のとおりお示ししておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

第2期保存活用計画及び第2期整備基本計画についての説明は以上でございますが、参考資料2の計画案本体に修正内容を反映しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。また、参考資料1の計画案概要版につきましては、本体計画と連動した修正のほかは、素案からの内容の変更はございませんので、後ほど御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。保存活用計画、そして11ページからは、整備基本計画、いずれも市民の御意見に対する市の考え方、そして17ページからは文化庁の指導について御説明いただきましたが、御質問、御意見、いかがでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

パブリックコメントはいろんな観点からの意見があって、それが集まってよかったなと思って拝見しました。一方、この文化庁からの指導について伺いたいんですが、これは通常あるものなんでしょうかというのが1点と。2点目で、例えば5番目のところなど、駐車場、駐輪場の記載というのを、確かに、曖昧だったのかもしれませんが、多目的広場を史跡の中には造れないという、恐らく当然そのように承知して計画していると思うんですけど、それでも指導が入っていて、何をそんなに指摘するのかなと不思議に思ったんですけども、これはそういうものとして受け止めればよろしいでしょうか。

【落合教育長】

文化財課長。

【竹下文化財課長】

まず、この計画は、当初から、第1期の頃からこの整備について御指導、御助言をいただきながら、また、一方でいわゆる学識者の整備基本委員会、こういったところで御意見をいただきながら策定してきているところでございます。国のほうの指針として史跡についてこういう形で整理していると、そしてこういった整理については心得てはおりますけど、そういうものでございますけど、そういった中でこの見直しについても趣旨だとかを含めて確認をしておるところでございます。基本的にやはり史跡の中に、地下に史跡が埋まっているところにこういった施設を造ろうというのは基本的にはできないということでございます。ただ、今まで市で購入してきた土地が、広いところ、狭いところ、いろんなところがありますけれども、そういった狭いところだとなかなか有効に活用できないところもありますので、そういったときにまずいわゆるこういったものが必要ではない、できないということじゃないんですけども、実際に史跡内に具体的にこういう名前を記載することになると、やはり史跡のほうだとか、それから国庫補助を使って整備していくというところで支障があるというのもあるので、運用としてこういった多目的な形の中で実現して、そこを活用するという中で暫定的な対応をしていくというような形で、その辺を調整した上でこういった名称にしているところでございます。

【坂口委員】

ありがとうございました。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

私から2点、要望といいますか、先日、大山の地域文化財が指定になったところでした。あそこは通常見られるのかどうか分かりませんが、一緒のルートになったら、より面白いかなとちょっと思ったのが一つと。ただ、市内の展覧会ですとか、あとBがついていたんですけども、ここの存在をもっと皆さんに知られる御案内とか、いろんなもので提案したらどうかという御意見にBがついているんですね。私、先日、川崎総合科学高校のデザイン科の作品展に伺わせていただいたんですけども、卒業生の中にはプロの作家もいるぐらい、すばらしい作品が多かったんですね。実際に生徒たちも宮前区、川崎市の7区を自分たちで歩いて、ここの区の特徴をポスターにしたりとか、アニメにしたりとか、キャラクターにしたりとか、いろんな作品にしていたんで、そういった本当にすばらしいデザインとか美術とかの子どもたちが集まっているので、そういうところとコラボして、学びの一つとしてやっていただくのも面白いなと思いました。

以上です。

【竹下文化財課長】

ありがとうございます。

まず影向寺との関連ということで、それから少し離れた場所にある地下、それを踏まえた橘樹官衙遺跡群として整備をしておりますし、発信していくということになります。あわせて、地域文化財、地域にある指定文化財とまではいなくても、地域で知られている文化財に光を当てるといふ制度がありますので、そういったものを併せて、今までも例えばふだん公開していない影向寺の仏像だとかを特別公開して、それと併せて施設の周辺の文化財とか、ちょっと足を延ばして橘歴史公園に行くと古代の倉庫もありますけれども、これまでも年に2回ほど史跡巡りだとかそういった事業を入れておりますので、これまで例えば考古学のファンの方とか鉄道のファンの方とか、そういう限定された方ではなくて、また新しい方に来てもらえるような発信をいたしたいなと思っています。

それから、川崎総合科学高校のデザイン科のそういった作品、例えば青少年科学館のデザインをしてもうとか、いろんな形で協力していただいていますし、あるいは、どうしても中学生、高校生、そういった世代がこういう地元の歴史文化だったり博物館施設に来るといふことも少ない次第でありますので、そういったところに、働きかけるようなプログラムを調整ながら、そういったところに協力してもらおうと、これまで来なかったような世代ですとかその方にこの史跡を知ってもらおうということでは、何かしらできることをやっていきたいと思っております。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、報告事項No. 11は終了といたします。

報告事項No. 12 川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針（案）について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 12「川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針（案）について」の説明を情報・視聴覚センター室長からお願いします。

【椎名情報・視聴覚センター室長】

それでは御説明させていただきます。

ファイルNo. 13、報告事項第12号のファイルを御覧ください。それでは、「川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針（案）」につきまして御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

第1章、川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針の目的と位置づけでございます。まず、本方針の目的でございます。これまで本市では、市立学校の教育の情報化に向けて「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」を策定し、具体的な取組を推進してきました。一方で、教育の情報を取り巻くデジタル技術等は絶え間なく発展し、複数年にわたる詳細な計画や手順等を示すことが難しい時代になっています。

こうしたことから、変化の激しい時代に柔軟に対応しながら、市立学校における教育DXを進めていくための基本的な考え方と方向性を整理するものとして、川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針を取りまとめ、第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランと整合を図りながら推進していきます。

次に、本方針の位置づけでございますが、本市の教育DXに関する基本方針を示すものです。川崎市総合計画、かわさき教育プランとの整合を図りながら取りまとめています。

3ページを御覧ください。

第2章、本市の状況の変化と考え方でございます。

令和8年度から11年度の施策検討に当たっての状況の変化と考え方でございますが、本市では、平成18年3月に、教育の情報化5か年計画を策定して以来、定期的に計画を見直ししながら、教育の情報化を推進し、ICT環境の整備に取り組んできました。

令和8年度からの方針を検討するに当たっては、子どもの学びに大きく影響する生成AIやデータ利活用、重要性が高まるセキュリティーも、各取組を検討する際に不可欠な要素となります。単にデジタル機器やクラウドサービスを導入するだけでなく、それらを有機的に連携させた活用により、GIGA端末を活用した学びの質の向上を目指すとともに、教職員の業務を効率化することで、教育の在り方そのものをよりよい形に変えていく教育DXの取組を進めていくことがより一層必要となります。

また、かわさきGIGAスクール構想について、導入から5年が経過した今、現状に即した見直しが必要となっています。

下の図につきましては、第2期計画から本方針に至るまでの流れを図にしたものでございます。

4ページを御覧ください。

第3章、これからの方向性でございます。

まず、子どもの学び（かわさきGIGAスクール構想）についてでございますが、かわさきGIGAスクール構想は、かわさき教育プランの改訂に伴う時点修正を行い、自分たちで考え解決していく学びを目指す姿とするとともに、本教育DX推進方針を構成する一部として改めて整理し、特に情報活用能力と学びを調整する力を重点的に高め、一層学びの質を高める取組を引き続き推進していきます。下の図は、この内容をまとめたものです。

5ページを御覧ください。

本方針の全体像でございますが、これまで、かわさきGIGAスクール構想で推進してきた子どもの学びと、それを支える教職員の業務効率化及び教育DX推進のためのICT基盤整備の三つの観点とそれを支える11の項目を設定します。11の項目につきましては、下表にまとめてございます。

11の項目について御説明いたしますので、6ページを御覧ください。

第4章、本市の教育DXに向けた取組の方向性でございます。

初めに、青色の子どもの学びの観点ですが、1、児童生徒によるデータ利活用の推進、2、情報活用能力の育成、3、多様な学びに合わせたしくみの実現、4、デジタルコンテンツの活用推進の四つの項目を推進してまいります。

次に、黄色の教職員の業務効率化の観点では、5、教職員によるデータ利活用の推進、6、クラウドツールの活用推進、7、生成AIの活用による業務支援、8、クラウド型校務支援システムの整備の四つの項目を推進してまいります。

緑色の教育DX推進のためのICT基盤整備の観点では、9、GIGA端末の着実な更新、10、強固なアクセス制御環境の構築と端末及びネットワークの統合、11、レジリエンスの確保の三つの項目を進めてまいります。

資料の説明は以上でございますが、参考資料として、本方針の本編を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

また、今後のスケジュールでございますが、引き続き、かわさき教育プラン等との整合性を図りながら成案に向けた作業を進め、本年3月に成案として公表する予定となっております。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

何か。

【椎名情報・視聴覚センター室長】

すみません。一つ付け加えてよろしいでしょうか。

先ほど、次年度予算においてメディアリテラシーについての話があったと聞いております。そのこともお話ししてよろしいでしょうか。

メディアリテラシーについては非常に重要な課題だというふうに思っておりまして、子どもたちに対しては本市ではメディアリテラシーというのは、情報モラル教育というような言い方で推進しているところでございます。この子どもたちに指導するのに当たっては当然教員のほうも力

量が必要となつてまいりますので、そちらにつきましては年に3回の担当者会がございましてそちらで指導していくとともに、情報活用能力チェックリストというのを作りまして、そちらのほうで項目について知らせております。具体的に予算というところで、一応、予算は別立てして通っていないというところでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまかわさき教育DX推進方針（案）について御説明いただきました。これについては方向性というよりは、6ページには、子どもの学び、教職員の業務効率化、それからICT基盤整備という11項目が挙げられていますが。

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

ありがとうございました。

これはより分かりやすくなっている観点と、それからデジタルトランスフォーメーションというものの本質についてのお願いなんですけども、今、御説明いただいたサマリー版の資料を拝見して、4ページのところで、今、教育長からありました6ページのところの具体的な取組の方向性が記載されているんですけども、本編のほうを見ましても次の観点をより分かりやすくしていただく必要があろうかなと思っています。それは、まず子どもの学びのところを見ていくと、これステップワイズにデジタルの部分、特にAIなんかをどういうふうに使っていかっていくかというところの能力開発というのが学業の進展とともに、例えば小学校低学年であればこういうこと、4年生から6年生ではこういうこと、中学生ではこれぐらいのことというふうにやっぱりステップアップしていくと思うんですね。その考え方をぜひ入れてほしいなというふうに思います。つまり、今日お話しいただいたのは主に目指す姿ということ、もちろん環境とか、それから技術は物すごく進化しているのでなかなか書きにくいというのものもあるかもしれませんが、やっぱり教育プランとのリンケージ、リンクという観点で言うとそこは必ず必要だと。それを見てもらうことによって、それを分かりやすくすることによって、保護者の方々や先生方なんかはこのタイミングでこういうことをやっていけばいいんだというのが腹落ちすると思うんですね。

同様のことが二つ目の点の教職員の業務効率化のステップです。これについてもそれぞれの理解って違うので、必ずしも管理されるマネジャーの皆さんが、こんな言い方、失礼、高いわけじゃないですよ、個人差が物すごくあるので、それによってその取り組めるところと取り組めないところの濃淡がすごく出るので、これをあえて役職ごとということじゃなくて、どういう能力をつけていったらいいんだということ。それから、まさかこのマネジメントの人たちに初めから能力つけてくれというのは無理なんで、理解をしてもらうための、今どの辺なんだと、DXを進めていく場合にマネジメントされる校長先生や教頭先生がこのステップをどういうふうに理解してもらえばいいんだということを応援してもらうための施策というのは絶対必要だと思うんで、そういう意味でも教職員の業務の効率化をステップワイズに進めていくというところを入れてほ

しい。時間軸を、令和10年までのところということであればちょっと入れてみてほしいなど。その観点で見ると、個々にこの施策のDX推進のための取組の方向性のところで言うと9・10・11だけはちゃんとスケジュールが決まっているんですよ。これはシステムだから。さっきの子どもたちの学び、それから教職員の業務の効率化という仕事のトランスフォーメーションがこれとともにどうつながるか、リンクしているかというのが分からないとなかなかついてこれないですよ。ICTの環境が整うスピードに別に合わせなくていいわけですよ。能力開発のほうが大事なんだから。それから仕事の改革のほうが大事だから。これはあくまでもツールの話だから。そういうふうになんてちょっと分かりやすく、ものが1枚、この本編なりサマリーのところにあるといいなと思ったんですけど、探しても見つからなかったんでリクエストします。

【椎名情報・視聴覚センター室長】

ありがとうございます。

子どものそのステップアップという意味ではちょっと分かりにくいという話だと思うんですけど、非常に方針が大きな枠で示されているのでちょっと見えにくいかなということだと思いました。内容としては項目2のところでは情報活用能力のお話が出ていますけれども、もう平成12年度から子どもたちにどんな力をつけさせていくかという観点では考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

また、教職員のほうにつきましては、これからの方向性ということでGIGAスクール構想の内容がございまして、最初にまずGIGA端末を使ってみるところから入っているところではございますが、教職員にステップごとにどんな力をつけていけばいいかということについて、いま一度確認しながら進めていきたいなというふうに思っております。

【西井委員】

ぜひお願いします。というのは、こういう意味で実際にこの目指す姿を記載されている中で言うと、実際にこういうアプリケーションができてから、アプリケーションの段階になっているから使えばいい、まず習うだけみたいなのから入っていったほうがリテラシーが高まるんですよ。ところがリスクもあるので、つまり子どもたちが集合が分からない、グラフも何か分からないですよ。それをこういうボックスを見たので全くその理解にいかないわけですよ。やっぱり算数の力をつけるということと、それから社会的な観点で言うと、リスクがあるんだよ、危ないこともあるんだよということが、例えば人権のことで言うと道徳の教育が進みます、社会科の教育が進みますということをステップに合わせてこれの利活用というものを浸透させなきゃいけないのが先生の役割じゃないですか。だから、そこを分かりやすくしてやってほしいなというふうに思っています。目指すところはこれでいいんですよ。

それから、やっぱり業務改革のところについては、業務改革に使えるソフトのトレーニングというのをやっぱり絶対どこかで先生に入れてほしい。

【椎名情報・視聴覚センター室長】

トレーニングに使えるソフト。

【西井委員】

いや、取りあえず、使い方をちゃんとトレーニングする機会を設けてくれたらいいと。でも、そのトレーニングが入っていないです。入っていますか。

【澤登情報・視聴覚センター担当課長】

よろしいですか。すみません。

まず、先ほど言われたトレーニングに関しては、取組事項6のクラウドツールの活用推進というところの主な取組のところで、下から2番目に教職員のスキル向上のための研修実施ということで、具体的にどういうツールが入るのか、どういうニーズがあるのかというのをこれから見極めてツール等を選択していくことになると思うんですが、その結果によって必要な研修、どの段階の先生が必要なのかというのを見極めていって具体化していかなければいけないと、そういうふうに考えております。

また、お子さんの学習についてなんですが、今回、子どもの学びのところがGIGAかわさきスクール構想というところとリンクしておりまして、こちらの説明が書いてあるのが8ページ目、「第3章 これからの方向性」の3-2というところに全体像というのがございます。こちら、やはり一人1台端末が令和3年に開始しまして何もない状態から始まったんですね、そのときに端末からやりました、自由に使ってくださいというわけにはいきませんので、順を追ってやりましょうという形でステップを設けております。これに関しては、例えば低学年の方であればステップ1で、例えばやっぱりお子さんは個性がございましたからなかなかステップ2に進めないお子様もいらっしゃるでしょうし、ステップ3に進めないお子さんもいらっしゃると思うので、そういうお子様を見てステップを進めていこうというような考え方を基にこういうふうなかわさきGIGAスクール構想の全体像を設けておりまして、それを継続してやっていこうというところで今回お示ししているというところでございます。

以上でございます。

【西井委員】

この8ページのところでですけども、確かにこういうことだと思うんですけども、これは教育の学校の学習の項目の単元がありますよとか、全部、学年に、それによってここで個人差が出てくるところで、でも単元は進んでいくわけですよ。学習プログラム、どんどん進んでいくんですよ。ある程度ステップ1じゃないとステップ2に行けないんですけど、これね、ついていけない。それからステップ3も行けない。これがばらばら行っちゃうというところについては、やっぱり先生方というのは逡巡すると思うですよ。ここのところをどういうふうに行きつ戻りつできますかということも含めて、この能力開発というものの仕組みにしておいてほしいなと思うんですよ。よくも悪くも学級単位、学年単位で前に進んでいきますから、それにアジャストした能力開発、だから戻れるようにしておいてほしいと。それがないとしんどいと思うので。

業務のトランスフォーメーションはどちらかというと、もうこれに移行しますというふうにある程度こうやって、ある程度の母集団になっちゃえば続行しますというふうにやらないと切り替

えられないと思うんですけど、その研修会というのがいつまでにこれが導入されますよ、だからこれを使えるようにしてくださいねというふうにある程度強引にやらないと前に進まないところがあります。子どもたちは違うので、その上でステップ、時間軸を入れたり、今みたいなこの戻れるやり方を組み込んでもらったり、ぜひちょっとそれもしてほしいなと思うんですけど。

【石橋情報・視聴覚センター担当課長】

よろしいでしょうか。

先ほどお伝えいただいたカリキュラムに当たる部分と実態に応じたその技術についてなんですけれども、本市におきましては情報活用能力チェックリストというものをまず採用しております。こちらにつきましては、子どもたちのICTスキルを、単純な操作部分もそうですし、情報活用能力と呼ばれる情報を集めたり整理したり、まとめ表現といったタイプのモデル的な部分、それからデータ部分について、各学校でそのチェックリストを使って、子どもたちはこういう段階にあるというのを、もしくはこういったことを体験してきているというチェックできるものを開発しております。なので、先生方は定期的にこれを実施することで、目の前の子どもたちにはこういう力が足りないから、ちょっとここについては少し授業の合間にも補足しようですとか、そういったことができるようにまず一つしております。

冒頭にお伝えいただいた、全体としてのカリキュラムにつきましては、現在、地域学習指導要領の答申の中でも小学校から高校までの情報活用能力のカリキュラム開発については研究されておまして、それにつきましては本市におきましても今後検討していくものがあるというところで、本編、参考資料の12ページになりますが課題のところ、それから主な取組のところ、体系的なカリキュラムの整備や実践事例の周知と課題としまして、主な取組として学校で活用できる体系的なカリキュラムの検討というのを、この4年間でやっていくというところで掲げさせていただいておりますので、こういった辺りで委員に御指摘いただいた部分も鑑みながら進めていきたいと思っております。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

いや、もう繰り返しになっちゃうので。学校の教室の中でやれることというのは時間的に限られていると思うので、その個人の能力の差の話ですから、これって算数とか数学とか理科系の話と同じように、そこで止まっちゃうともうずっといかないですよ。だから、GIGA端末というのは自宅に戻ってもそれを使ってやるということなんですけど、そのときにもちゃんと入れておかなきゃ駄目なんですよ。評価はできても先生のその対応は学校の教室の中でできませんから、それを子どもたちだけじゃなくて保護者にも理解ができるようなプランにしておいてほしい。ここまでついてこれなかったらここに戻って自宅でちょっとやってください、また次にチェックしますからというふうなことをやっていかないと一生ついていかないですよ。あと、ずっとこの時間も苦痛でしようがない子どもたちがいっぱいできるということですからね、ぜひちょっと

御配慮いただければと思います。技術は早いので、よろしくお願いします。

【落合教育長】

貴重な御意見、ありがとうございます。

【野村委員】

今、西井委員がおっしゃったように、G I G A端末、おうちでも使えるというところが利点で、保護者としましても子どもと一緒に使いながら、情報リテラシーと一緒に学んでいけたらと思って、実際に私も使っていますが、私ども委員も子どもたちの端末と同じものを貸していただいて一緒に使っていますけれども、子どもと我々大人の違いというと、アクセスできるサイトの権限がやはり違うんじゃないかなと考えています。この計画で言うと、2と4で情報活用能力というのがデジタルコンテンツの活用推進というところで掲げていますけれども、活用推進といっても子どもたちがそもそもアクセスできるサイトは限られているので、情報を選び取る力を自分で育てていく機会も今どうなのかなという心配があります。コンテンツで言うと、例えばNHKの動画はアクセスできるけど、Y o u T u b eは見られないとか、あと、調べ物といってもウィキペディアは開けるけれどもとか、そうしますと制限があると公式の情報を与えたくてもそこが見られなかったりすると、逆にウィキペディアとかのほうがまずいんじゃないかなと思う部分もあったりして、ちょっと川崎市としてどういう方針でサイトを振り分けているのかというところにちょっと疑問があったりします。ですから、今後この2番と4番を掲げるに当たっては、アクセスの制限みたいなことをどうしていくのかという詳細をお聞きしたいというのが一つです。

あともう一つ、3番に「多様な学びにあわせたしくみの実現」というのがあって、いろんなお子さんの捉え方に合わせて活用していくというのは非常にいいのかなと思います。ちょっと個人的な話になりますが、ちょっと字を書くことに対して困難なので、G I G A端末でノートを取ったり提出をしたりしているんですけども、国語だけは使えなくて、どうしてかという縦書きができない、このG I G A端末は縦書きに対応していないということで、国語で不便があるということがあります。教科ごとのばらつきがあった場合、多様な学びに合わせて使い勝手も使いづらいというのもあったりしますので、このような改善の見込みがあるのかというところをお聞かせください。お願いします。

【石橋情報・視聴覚センター担当課長】

御意見、ありがとうございます。

まず、アクセスできるサイトの制限という辺りになりますが、こちらにつきましては小学校、中学校、高校で段階を分けて、徐々に見られるような設定にしております。また、本市につきましては市全体で設定しているもののほかに、学校で特定のY o u T u b eについて設定を変更したりですとか、あとは逆に何か子どもたちが擦り抜けて見つけてきたりするときに、緊急的に止めたいときに、閉じるということができるよう設定をしていますので、そういった辺り、今、子どもたちに必要なものという辺りで先生方が考えながら少しずつ開けたり閉めたりしているという、さらに校種が上がっていくにつれてちょっとずつアクセスできるものが増えていくという

ような設定になっております。

もう一つは、多様な学びというところで縦書きへの対応というところで御不便をおかけしているところですが、個別のアプリケーションのところになりますので、そういったニーズに合わせて、今後そういったアプリケーションが何か、我々でも業者さんと相談しながらやっていきたいというふうには、今後検討していきたいと思います。

【野村委員】

ありがとうございます。

サイトについては、校種が上がっていくにつれて少しずつ解放されていくということがよく分かりました。両方ともあまり制限が変わらない、もしかしたら小学校の6年間の中でももう少し細かく区分けがあるのも今後いいのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

【西井委員】

かぶせるわけじゃないんですけど、今の意見の情報の開示の使えるサイトをどのぐらいまで、どの段階で公開していく、その理由はちゃんと学校の先生方、あるいは教育委員会事務局の方が判断して解放のレベルを上げていっているんですよという辺りを、ちゃんとやっぱり保護者の方にも普及していただきたいと思うんですけどね。一般には、学校で過ごす時間というのは子どもたちの時間の年間たった15%しかないんですね。家に帰ってYouTubeをフリーで見られたら、今みたいな制限って全く意味がないんですよ。全く意味がなくなる。リスクはそこなんですよね。むしろそれは子どもたちというよりは、親御さんも含めた環境の中で、子どもの性格に合わせて慣れさせていまいしょうというふうにしないと物すごいリスクが。そのところまでぜひ会議の中ではぜひ用意していただいて、そういう親の教育とか、その辺りに合わせて審議していかなければというふうに思います。

【落合教育長】

ありがとうございます。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

こちらの方針、だんだん具体的になっていくというのが非常によく分かりましたし、これから4年間の方針というのがよく分からない中で、それでも計画を立てるという、方向性を示すというのは非常に大変な中、ここまでつくっていらっしゃったんだなと思って読んでいました。

教職員の業務効率化についてお伺いしたいんですが、私は13-1の資料の5ページの表を見えています。観点が三つあって、二つ目の10項目、11番の中の6番、8番というのがどう違うのかなというふうに見ていました。クラウドツールの活用推進、クラウドから校務支援システムの整備。どうも見てみると、6のほうは保護者の方と連絡を取るというふうに、もっと使えよう、8のほうは学校間の連絡であつたりとか地域との連絡とかそういったものの業務支援、やり

ましよう。事業コンテンツはどこに入るんですかというのが私の質問なんですが、授業に使えるコンテンツの開発というのは川崎市しかもやっていなくて、国でも別にやっていなくて県でもやっていなくて民間事業者がやっている。それを使う選定をしているのがもしかしたら情報視聴覚センターの皆さん。授業コンテンツの開発だったり選定に関わる部分というのはこの方針の中に関わらない、入らなくていいんでしょうかというのが私の質問なんですけれども、いかがでしょうか。

【落合教育長】

室長。

【椎名情報・視聴覚センター室長】

ありがとうございます。

最初に6と8の違いというところで。

【坂口委員】

お願いします。

【椎名情報・視聴覚センター室長】

実は8のほうからちょっと説明させていただきますと、校務支援システムというのを現在先生方に使っていただいております、子どもたちの成績に関する情報であったりとか、例えば健康診断に関する情報であったりとか、ちょっと内容としてはプライバシーに関わる機微な情報を扱っている仕組みでございます。従来から学校にとっては最低限必要な情報を取り入れている仕組みでございます、こちらが今オンプレミスといいますか、市内のサーバー機能の状態になっておりますが、これをクラウド型にしていくということは、ちょっと機械的な話です、これを実現することによって何が変わってくるかという、下のほうにありますけれども、ロケーション、先生方は今、機微な情報を扱うだけに職員室に縛られてその環境で仕事をしているところなんですけれども、それ以外のところでできるようになるというふうな、そんな話がメインのところになると思います。

6番のほうにつきましては、様々なクラウドツールを活用しますと、例えば保護者への配信システムでミマモルメというのを今使っていただいておりますけれども、そういった様々なツールを使うことによって、先生方の業務を効率化していくという仕組みとしてつくっております。この項目分けというのも非常に難しいところではあるんですけれども、何を軸にこれから進めていくかというところで、こういった視点から検討しているところです。

もう一つ、手動のコンテンツということに関してでございますけれども……。

【石橋情報・視聴覚センター担当課長】

ありがとうございます。

設定に関わる記載についてというところになります、現状はその方針という部分になります

ので、ここについては細かい部分については記載はしていないというふうになりますが、御意見をいただきましたので、このあたりについては検討していきたいと思います。

【落合教育長】

よろしいですか。

坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】

授業を準備するという部分が今回の教育DXの範囲に入っていないのであればもちろんそれで大丈夫です。でも、授業準備というのは先生方の主な仕事で、そこに自由度が加わったり、時間が短縮したり、今まで時間がかかっていたのが効率化するのであればどこかに入ってもいいのかなと思ったんですけども、今回は対象外である、重点項目に入らないということであればもちろんこのままで結構です。

【椎名情報・視聴覚センター室長】

デジタルコンテンツにつきましては、現状で言うと、目立ったところではデジタル教科書などについて選んでいくということになるかと思っております。もちろんそのデジタルコンテンツの活用については推進していくところなんでございますが、例えば今、子どもたちが使っているコンテンツといたしましては、共同学習するためのツールというものがあります。教科の内容ということではなくて、子どもたちがつながって学び合うようなコンテンツであったりとか、評価についてはデジタル教科書であったりとか、様々なコンテンツというものがございますので、そういったものを活用していくということでこちらに記載しております。

【澤登情報・視聴覚センター担当課長】

すみません。今回、項目4のデジタルコンテンツの活用推進というところで、主にデジタルコンテンツを活用していきますよということについては書かせていただいております。具体的な今後の基準であるとかそういうのは、やはり時代の変化等もございますので、今後、実際に4年間の中で対応していければというふうに考えているところでございます。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

芳川委員、どうぞ。

【芳川教育長職務代理者】

すみません。時間がない中、申し訳ありません。

このかわさき教育DXについて、もともととても興味・関心がありましたので、そういう意味では報告を聞かせていただいて本当にありがとうございます。

D Xと考えたときに、これは川崎モデルだなというふうに思ったところがありまして、まずG I G Aスクールを中に取り込むというところが川崎の特徴なのかなと思います。普通D Xと一般的に言われるところは、どちらかという多分教職員の業務化だったりとかそこ辺りを強調していると思うんですが、G I G Aスクールをあえて入れたところが非常に面白く見させていただきました。

ここで少し気になるところがあります。よくこの数年間、学校の研究授業を見に行かせていただいたりとかしたんですが、今でも気になるのは、このいわゆる推進委員の方は非常に上手に授業の中にI C Tを取り入れて授業を行ったりとかしていて、後のディスカッションの中では、いや、実は推進委員だったというケースがとても多いんですね、研究授業では。ということは、推進委員でない先生方は現状はどうなんだろう、というふうに先生方のそのスキルアップ、推進委員と同じようなレベルに到達できるのかというところは、多分それがないと授業に影響を及ぼすのではないかと。つまり、問題は子どもがどこのレベルにあるかではなくて、全員のスキルアップをかなり全面的に出していく必要があるんじゃないかというふうの一つ思いました。

あともう一つなんですが、こうやって並べていきますと、G I G Aスクール、教職員の業務効率化、そしてI C Tというふうになるんですけども、実は前後、強弱というのが必要なというふうに思います。全てが子どもの学びを中心にしていくと、もともと文部科学省が言っている教育D Xの部分は弱くなってしまうんじゃないか。つまり様々な教育データを使って子どもたちの学びをサポートする、それはもうちょっと例えば学校全体のサイズだとか学び方についての研究とか発表とか、今いっぱい、いろんなところで実はされているんですが、その分析する余力、G I G Aスクールをサポートするところと、あと本当の意味でのデータを分析しながら、つまりさっきの表現で言うと5番目、教職員によるデータ活用の推進、どちらも大変だと思いますので、どうやったら両方一緒に進めるのかなというところで、ちょっと心配しました。

以上です。

【石橋情報・視聴覚センター担当課長】

御意見、ありがとうございました。

まず、市全体のその底上げというかスキル向上についてなんですが、現状につきましてはこの4年間の中でやっと端末を使った学びの姿が少しずつ具体的に見えてきたかなと思うところでございます。先生おっしゃるように、現時点としましては各学校で点のような形で委員の先生方というのが存在しているところで、もう少し組織的に、点が面になったり線になったりするような研修体制ですとか、あとは、本市で言いますと、やはり推進協力校というような授業公開をすることで具体の子どもたちの姿、先生たちの指導の姿を見ることで学んでいるところが多いです。そういった中で出てきた点を、今度は管理職の先生ですとかを巻き込みながら組織的に対応していくのがまずは肝要かなというふうに考えております。というのが1点です。

あと、もう一つはというふうなデータ分析と合わせてやっていくかということになりますが、やはり先生方のデータ活用というのは子どもたちのデータを見ていくというところがありますので、子どもたちの学びをよりよくしていこうというところを変わず目標にしながら、今までは経験や勘で子どもたちを指導してきたところを、客観的なデータをすぐに出せるようなことも工

夫しながら業務改善を図りつつ、子どもたちの学びをよりよくしていこうというふうにできればと考えております。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

森川委員。

【森川委員】

お時間ないところ申し訳ありません。ちょっとお話ししておきたいことがあります。

先ほどから学びを積み上げるということをお話しになりますけれども、私はその前の段階の不登校の子どもたちにGIGAを貸与した場合、前に定時制高校の先生とお話ししたときに、ネットリテラシーに何も入らずに受け取っているので、写真をどんどん撮ってあちこち送ってしまったというトラブルがあったので、なので、それを聞いて初めて思ったのですが、確かに小学校の不登校の子たちに、渡すときに、その子のロック番号と名前を渡してしまうじゃないですか。そうすると、家庭でのリテラシーの教育がない限り、今、学校でやっている、友達の顔は写真を撮りません、送ります、写真を撮るときは撮っていいですかと聞きます、みたいな教育が一切入らないまま、私自身も令和3年から子どもたちに渡していますけれども、やはり逆効果で、逆の入り口が開いてしまっていると私は思います。なので、定時制高校であろうと中学校であろうと小学校であろうと、初めて渡すときにもう課題としてネットリテラシーの本当に基本的なことでいいので、番号は人には教えない、パソコンに貼らない、友達の写真を勝手に撮らない、自分の顔も上げないなどなど、これからの時代を生きていく学びにつながることはないかもしれないけれども、生きていく上で、スマホを使っていく上で必要なことを、これを川崎の子たちには教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【石橋情報・視聴覚センター担当課長】

御意見、ありがとうございます。

不登校の方も含めてですが、子どもたちをしっかりと保護者の方も含めて理解を取れるようにしていきたいと思います。ちなみに保護者の方への啓発につきましては、補助について保護者向けのインターネットリーフレットをお配りしておりまして、そういった辺りをうまく活用しながら進められればなというふうに思いました。

【森川委員】

保護者の方が全てこちらに明るいとは限らず、家で写真を撮って、画像で送ってこのような手順でやりますよというときも、毎回教員が作り直して配っても、結局できなかったのも先生やっってくださいと持ってくる子もいるので、なのでやっぱりここはこうしなさいではなく、学校で必ずというところをお願いいたします。

【椎名情報・視聴覚センター室長】

ありがとうございます。

GIGA端末を渡すときには、定時制の学校についてタイミングがありますので、ちょっとあれなんですけれども、必ず今おっしゃっていただいたようなリテラシーについては、指導しているところがございます。指導したところで必ずしもというわけではないので、繰り返し繰り返し指導していくことが大切かなということで、教科の授業の1時間を使うわけではなくて、ちょっとしたタイミングで指導することが大切ということは研修の中でもお話しさせていただきます。

【森川委員】

お願いします。ありがとうございます。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

私はちょっと一つ前に戻っちゃうんですけど、先ほど先生方が中にリテラシーとかある程度あるから利活用できるからいいという話をされましたね。この間、モデル校の南河原小学校を視察して、そこは学校全体を挙げてやっていたらっしゃると思うんですけども、あの状態になるとどんどん授業の改善みたいなこともあるし、それから教職員の様々な事務作業みたいなものについても、あれだけ皆さんリテラシーが高まるとすぐに飛びつくし、むしろリクエストが出てくることが多いんですけど。ちりばめられていらっしゃる先生方のニーズというものを全部掌握していく、ぜひ事務方のところで把握してください。それでそこでネットワークを作って、先ほどおっしゃったような、その方々を中心にして子どもにリテラシーを教えられる人たちをつくっていく。これのほうが、縦型のマネジメントの組織をつくってやるよりはるかに早く進みます。それがトランスフォーメーションです。デジタルでできなかったらこのトランスフォーメーションは絶対できませんから。そこを管理職を飛び越しても、その人たちが働けるようにする仕組みをつくるのが教育委員会の事務局の仕事ですからね。それを皆に認めてもらうような環境をつくってやればいいんです。そうすることがこれを進める一番の大事な要所になります。そこができなくて、管理職が受け止めてちゃんと一生かかっても構いません。

【石橋情報・視聴覚センター担当課長】

貴重な御意見、ありがとうございます。

実はその辺りにつきましては、希望制で入れるような有志のチャットスペースみたいなものがありまして、そういったところでやはりそうになってしまう、メインの先生方の顔が見える形での交流が進んでおります。

また、やはりオンラインでの不定期な研修になりますが、お悩み相談会という形で定期的開催してまして、そのいずれのところに共通するのが、実はどうしても一人で戦っている先生も多いというところですので、そういった辺り、きちんとおっしゃっていただいた辺りでお互いに

励まし合いながら、どういうふうに対処していくと良いかなどを先生方と一緒によりよくしていくことを考えていきたいと思います。ありがとうございました。

【落合教育長】

様々な御意見、ありがとうございました。ぜひそれを参考にして進めていただければと思いますので。ありがとうございました。これは終了させていただきます。ありがとうございました。では、報告事項No. 12は終了いたします。

報告事項No. 13 公益財団法人川崎市学校給食会「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

【落合教育長】

次に、No. 13「公益財団法人川崎市学校給食会「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について」の説明を健康給食推進室担当課長からお願いします。

【岩丸健康給食推進室担当課長】

説明につきましては、担当係長から御説明のほうをさせていただきます。

【横山健康給食推進室担当係長】

それでは、報告事項No. 13について御説明いたしますので、ファイルナンバー14-1、報告事項No. 13をお開きください。

初めに、1ページを御覧ください。

1、経営改善及び連携・活用に関する方針において、本法人の役割を御説明申し上げます。

資料右側の（2）本市施策における法人の役割についてでございますが、2ポツ目及び3ポツ目のとおり、本法人は、本市との委託契約により、市立学校の給食物資の調達業務を行い、価格だけでなく、国産品を基本として様々な食材を調達し、味・品質・安全性等にも考慮するなど、本市の規格基準に基づいた給食物資を選定し、共同購入することで、安全・安心で良質な給食物資を安定的かつ継続的に学校等に供給し、保護者や学校運営の負担軽減を図っております。また、市と連携して学校給食に関する事業を行うことにより、本市の施策における食育推進に寄与する役割を担っております。

次に、3ページの（5）4か年計画の目標を御覧ください。2ページの（4）取組の方向性を、計画ごとに4か年の目標として取りまとめたものでございます。

こちらにつきましては、次の2、本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組の中で、ポイントを御説明申し上げます。

まず、（1）本市施策推進に向けた事業計画①を御覧ください。

安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給についてでございますが、現状といたしまして、2ポツ目のとおり、規格基準に基づいた必要物資を学校給食用物資納入業者に提示し、入札や物

資選定委員会での選定を通じて、基準に基づいた給食物資を学校等に提供しております。また、3 ポツ目のとおり、納品された食材の不具合に関する学校等からの連絡を受け付け、必要に応じて給食提供前に給食物資の交換や代替品の提供等を行い、指摘のあった納入業者には、発生原因の解明と改善策を提出させ、再発防止に努めております。行動計画といたしましては、現状の取組を継続するとともに、2 ポツ目のとおり、学校給食用物資納入業者につきまして、新規参入しやすい条件整備を検討してまいります。

以上のことから、指標につきましては、指標 1、給食停止等の発生件数、指標 2、学校給食用物資納入業者登録数、指標 4、食中毒発生件数につきましては、現状値を目標値として設定することとし、指標 3、給食物資の交換等による対応数につきましては、製造過程が原因で繰り返されるものなど、再発防止の取組によって改善可能と思われるものがあることから、令和 11 年度にかけて毎年一定件数、減少することを目標とするものでございます。

次に、4 ページの資料上段の（1）本市施策推進に向けた事業計画②を御覧ください。成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進についてでございますが、現状といたしまして、給食物資を活用した食育事業を通じて、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しております。行動計画といたしましては、現状の取組を継続し、具体的には、2 ポツ目、小学校及び特別支援学校を対象とした給食物資に関する食育教材を本市と連携しながら作成し、G I G A 端末等を用いて、より多くの学校に活用してもらえるよう取組を進め、教材を視聴した児童にアンケート調査を実施し、食育教材の成果と課題を検証してまいります。

以上のことから、指標 1、食育教材を活用した学校数及び指標 2、食育教材を視聴した児童の理解度につきましては、現状値を目標値として設定し、指標 3、作成した食育教材数につきましては、授業中や給食時間等、様々な機会に活用できるような給食物資に関する食育教材を作成するための指標として、新たに設定することとし、毎年、1 件ずつ作成することを目標とするものでございます。

次に、資料下段の（2）経営健全化に向けた事業計画①を御覧ください。

安定的・継続的な事業運営の取組でございますが、現状といたしまして、これまでもコスト意識を持った効率的かつ合理的な事務執行体制の構築を図るため、電子データの積極的な活用等により業務改善に努めるとともに、令和 2 年度以前の学校給食費未納金については、催告状の発送や家庭訪問等を通じて回収に努め、回収した未納金は学校給食運営基金の原資とするため、本市に譲渡しております。行動計画といたしましては、現状の取組を継続することとし、指標 1、正味財産（純資産）の推移につきましては、コスト意識を持った効率的かつ合理的な事務執行による正味財産（純資産）を維持することを目標とし、指標 2、経常収支比率につきましては、収支均衡の観点から、限りなく 100% に近づけることを目標とするものでございます。

次に、5 ページ、資料上段の（3）業務・組織に関する計画①を御覧ください。

公益法人会計基準にのっとった会計処理の取組でございますが、現状といたしまして、本法人は、年間約 70 億円の事業を担い、その収支の際には複数人による厳重なチェックを行い、常に代表理事や業務執行理事の承認を受けております。また、公認会計士による通帳の残高チェックも実施し、日々の収支状況については、会計システムにより公認会計士がリアルタイムでチェックできる体制を構築しております。行動計画といたしましては、現状の取組を継続することとし、

引き続き正確で透明性のある会計処理を行ってまいります。

以上のことから、指標 1、公認会計士による定期的なチェックの履行率につきましては、現状値 100%を維持することを目標とするものでございます。

次に、資料下段の（3）業務・組織に関する計画②を御覧ください。

職員の資質向上に向けた取組でございますが、現状といたしまして、公益財団法人職員としての資質の向上を図るため、研修会に複数の職員を参加させているほか、職員の資質向上のための内部研修会を開催するとともに、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的として、定期的にサービスチェックシートによる自己検証を行っております。行動計画といたしましては、現状の取組を継続し、指標 1、法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催及び指標 2、サービスチェックシートの正答率につきましては、現状値を目標値として設定するものでございます。

6 ページから 8 ページまでの（参考）本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧についてでございますが、各指標の算出方法、指標の考え方、目標値の考え方等の詳細を示したものでございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

次に、9 ページの（4）財務見通しを御覧ください。

資料の上段から、活動計算書、貸借対照表等について、令和 2 年度から令和 5 年度までの過年度の状況、令和 6 年度の現状、令和 7 年度から令和 11 年度までの見込みの推計値でございます。資料右側に、財務見通しに係る法人及び本市のコメントを記載させていただいております。

法人コメントの 2 段目、今後の見通しの 1 ポツ目のとおり、令和 2 年度以前の学校給食費未納金については、今後とも回収に努め、各年度中に回収した未納金は、学校給食運営基金の原資とするため、引き続き市に譲渡することとし、2 ポツ目のとおり、引き続き、コスト意識を持った効率的かつ合理的な事務執行体制を維持し、収支均衡を意識した安定的かつ継続的な事業運営を行ってまいります。

これに対し、下段の本市コメントの今後の見通しに対する認識でございますが、1 ポツ目のとおり、本法人は、本市の規格基準に適した安全・安心で良質な給食物資を安定的かつ継続的に調達するという、公益的使命を果たすことで、本市学校給食の根幹を支え、円滑かつ適正な学校給食の運営に不可欠な法人であり、2 ポツ目のとおり、事業内容には収益性がなく、基本財産も少額で運用収入による独立採算を求めることが困難なため、昨今の急激な物価高騰等への対応の検討等を行いながら、引き続き、本市からの委託料及び補助金を通じて、組織運営に必要な人件費や事務経費等を執行し、今後も効率的かつ合理的な事務の執行により、安定的かつ継続的な事業運営の維持に努めてほしいと考えております。

なお、参考資料の次期「出資法人の経営改善及び連携活用に関する方針案」の策定についてにつきましては、総務企画局行政改革マネジメント推進室が作成しました、次期方針案の概要や策定に向けた考え方等を記載した資料でございます。この後、生涯学習推進課から御説明いたします。報告事項 No. 14 と共通の参考資料となりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

公益財団法人川崎市学校給食会「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定についての御説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明、ありがとうございました。

給食会の経営改善から連携・活用に関する方針案についての御説明でしたが、御質問等ございますでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

一つだけですけど、物価高騰の折ですごく大変だと思うんですけど、頑張っていたら、たしか25社ですかね、指定業者の数、そこから調達をされていると思うんですけども、それぞれの業者の方々の経営状態、持続性というのはどのように確認されますか。

【岩丸健康給食推進室担当課長】

業者につきましては定期的に登録の更新のほうをしております、これまでは2年に1回更新していて、今年度から5年に1回に変わってはいるんですけども、やはりその更新の際に経営状況を見たりとか、あと、やはりいろいろな業者とのやり取りの中で、経営状況がちょっとうまくいかないとか、最近、やはり人手不足とか配送がなかなか難しいというような御意見をいただいていますので、そういったところでいろいろと、給食会のほうでも情報をキャッチしたときには、その辺の確認をしたりとかそういったことをして、安定的な業者の確保と給食の運営というところには努めているところでございます。

【西井委員】

今の需要環境も踏まえてのチェックという分と、やっぱりこの仕組みができてから、かなり業者の方々も高齢化が進んできていると思いますので、高齢者ですよね、高齢者問題についてはぜひチェックをされたほうがよろしいかなと思います。

以上でございます。

【岩丸健康給食推進室担当課長】

登録業者として一般事業者、協力会というものがあまして、例えば八百屋さんとかお肉屋さんとかの昔ながらの商店の方々が協力会ということで組織を作ってくださって、こちらの注文にも応えていただいているんですけども、昔ながらの商店ですのでやはり高齢化というところで懸念はありますので、そのところは状況を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

【落合教育長】

ほかの点でいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。じゃあ、報告事項No. 13は終了といたします。

報告事項No. 14 公益財団法人川崎市生涯学習財団「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 14「公益財団法人川崎市生涯学習財団「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について」の説明を生涯学習推進課長からお願いします。

【山口生涯学習推進課長】

それでは御説明させていただきます。

ファイルナンバー15-1、報告事項No. 14のファイルをお開きください。

初めに、1、経営改善及び連携・活用に関する方針において、本法人の役割を御説明申し上げます。

資料右側（2）本市施策における法人の役割についてでございますが、本法人は、本市の生涯学習の推進のために、多様な主体との連携を図り、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を行うとともに、市民の高度・専門的な学習ニーズに対応した学習の場を提供し、自主的・主体的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進め、市民の学習成果を、学校教育、青少年の学校外活動、まちづくり等に活用できる環境づくりや地域の人材の育成を進めることとしております。

次に、3ページの（5）4か年計画の目標を御覧ください。2ページの（3）現状と課題を踏まえた（4）取組の方向性を4か年の目標として取りまとめたものでございます。

こちらにつきましては、次の2、本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組の中でポイントを御説明申し上げます。

中段の（1）本市施策推進に向けた事業計画、①生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業を御覧ください。

現状といたしましては、かわさき市民アカデミーとの協働事業や青少年学校外活動事業、シニア活動支援事業などを行っています。

行動計画としましては、一つ目、かわさき市民アカデミーとの協働事業として地域協働講座の充実を目指します。

二つ目、青少年学校外活動事業のサマーキャンプにおいては、友好自治体との連携を深めながら継続して実施します。

三つ目、シニア活動支援事業については、生涯学習ボランティアの養成講座の実施と学校等への生涯学習ボランティアの派遣などを継続して実施するほか、社会人学級を継続して実施します。

以上のことから、指標1、事業参加者数につきましては、現状値から年間増加件数を毎年度1%と見込み、目標値を設定しました。

指標2、事業参加者満足度につきましては、これまでと同程度の満足度の維持を目標として設定したものでございます。

指標3、事業別の行政サービスコストにつきましては、現状値から人件費、その他の事業費の上昇を見込み、目標値を設定したものでございます。

次に、4 ページを御覧ください。

(1) 本市施策推進に向けた事業計画②、生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業でございます。現状でございますが、川崎市や関連施設・団体等の生涯学習情報を広く情報発信・提供し、SNS等を活用し講座等の情報を発信しています。

行動計画といたしましては、引き続き、ホームページの充実を図り、生涯学習情報の情報提供元と連絡を密にし、情報収集の拡充に取り組みます。

以上のことから、指標 1、ホームページアクセス数につきましては、現状値から年間平均 1 万件の増加を見込み、目標値を設定したものでございます。

指標 2、学習情報掲載件数でございますが、現状値から毎年度 0.5 %の増加を見込み、目標値を設定したものでございます。

指標 3、事業別の行政サービスコストにつきましては、現状値から人件費の上昇を見込み、目標値を設定したものでございます。

続きまして、(1) 本市施策推進に向けた事業計画、③指定管理施設における社会教育振興事業でございます。

現状でございますが、令和 7 年度より高津市民館及び高津市民館橘分館の運営を、令和 8 年度より麻生市民館及び麻生市民館岡上分館の運営を、共同事業体の構成企業として受託します。これまで市民館で進めてきた施策を継承するとともに、中間支援組織としての強みを生かし、地域の活動団体等と連携しながら、社会教育振興事業の着実な推進に取り組んでいます。大山街道ふるさと館は、大山街道に関する資料及び郷土にゆかりのある人の美術、文学等の作品を展示し、文化発展に寄与する事業を展開しています。

行動計画といたしましては、市民館では、幅広い世代の課題解決・地域参加に向けた学習を市民に提供し、市民館分館では、地域の力を高める学習の機会をつくります。

大山街道ふるさと館では、博物館事業、歴史文化探求事業、地域活性化事業を実施します。

以上のことから、指標 1、市民館事業参加者数につきましては、現状値から、毎年度 1 %の事業参加者数の増加を見込み、目標値を設定したものでございます。

指標 2、大山街道ふるさと館事業参加者数・入場者数につきましては、現状値から毎年度 1 %の増加を見込み、目標値を設定したものでございます。

次に、5 ページを御覧ください。

(2) 経営健全化に向けた事業計画①、自主財源の増加でございます。

現状といたしましては、生涯学習プラザの会議室等の貸出しを行っているほか、収益事業としてスポーツ教室、文化教室、陶芸教室などを実施しております。

行動計画といたしましては、収益事業、施設提供事業等による収益増によって安定的な経営基盤の確保を図ります。

以上のことから、指標 1、授業料収入の増加につきましては、現状値から毎年度 0.5 %の増加を見込み、目標値を設定したものでございます。

指標 2、施設使用料収入の増加につきましては、現状値から毎年度 0.5 %の増加を見込み、目標値を設定したものでございます。

続きまして、(2) 経営健全化に向けた事業計画②、収支改善についてでございます。現状とい

たしましては、経常収支の改善に向け、恒常的な経費の見直しを行い、収益の改善並びに経費の縮減に取り組んでいます。

行動計画といたしましては、引き続き収支均衡に向けて、経常収支比率の改善や正味財産の通減を抑制するための取組を行ってまいります。

以上のことから、指標 1、経常収支比率につきましては、収支均衡を図ることを目標とし、目標値は 100.0%としております。

指標 2、正味財産の推移につきましては、収支均衡を図り、正味財産を維持することを目標とし、目標値は、現状値と同額としたものでございます。

次に、6 ページを御覧ください。

(3) 業務・組織に関する計画①、人材育成研修等の実施でございますが、現状といたしましては、職員等の意欲や能力向上を目的に研修を実施し、各事業・業務の課題に対して、データを踏まえ課題解決する話し合いを行うなどの OJT を通して人材育成につなげています。

行動計画といたしましては、社会的ニーズや時節に応じた研修、ウェブ研修や少人数による研修を実施し、業務における課題や改善点を共有するとともに、迅速に各事業・業務に反映するなど、人材育成の成果を業務につなげます。

以上のことから、指標 1、研修等の参加人数につきましては、令和 6 年度の現状値から毎年度 5 人の研修参加者増加を見込み、令和 11 年度の目標値を設定しております。

次に、7 ページからの(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧についてでございますが、各指標の算出方法、指標の考え方、目標値の考え方等の詳細を示したものでございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に、11 ページを御覧ください。

(4) 財務見通しについてでございます。

資料の上段から、活動計算書、貸借対照表、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出等、財務に関する指標について、令和 6 年度の現状値と令和 7 年度から令和 11 年度までの見込みを推計したものでございまして、その右に法人及び本市のコメントを記載しております。

右側の法人コメント、上段の現状認識でございますが、収支改善に向けて、魅力ある事業の実施や施設環境の整備、生涯学習財団及び生涯学習プラザの認知度向上のための工夫、さらに職員の意識改革や事務の効率化、経費節減など、様々な改善・改革に積極的に取り組んできました。令和 5 年度と令和 6 年度には経常収支の均衡を確保したものの、引き続き効率的な運営に努め、収支改善に努める必要があります。

中段の、今後の見通しでございますが、収支改善に向けては、これまで以上に魅力ある財団運営を目指し、自主財源の確保に向け改善・改革を進めるとともに、当公益財団としての設立趣旨及び運営目的を堅持しながら、収支均衡に努めてまいります。

下段の本市コメント、本市の今後の見通しに対する認識でございますが、引き続き収支均衡の取れた自主・自立した経営を目指す必要があります、今後も公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、本市とも連携を図り、公益事業の充実を図るとともに事業参加者数の増加や施設の利用率向上に取り組むなど、安定的な経営基盤を確保した運営を目指していく必要があると考えています。

公益財団法人川崎市生涯学習財団「次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定についての御説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明、ありがとうございました。

生涯学習財団の経営改善及び連携・活動に関する方針案の御説明でしたが、御質問等ございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

事業の質をどうやって測るのかというのは、もう決まった指標が既にあるので加えてくださいという意味ではないんですけれども、研修に関する事業というのはこの生涯学習の分野で非常に重要だと思います。いろんな団体が管理人さんとして入ってくる中、その人たちが実際の事業を動かしていくので、その方々が川崎市の方針を理解していたり、その方々が地域の特性を理解していたりというのが大変重要になると思います。

国では社会教育人材の活用というのを進めようとしています。まちづくりだったりとかそういった地域づくりというのは、特に学校と地域の協働活動というのを推進する上で、社会教育人材を手厚くしていこうという方針を今出しています。2020年から社会教育士という称号を出したりして、それも延べ7,000人以上になっていますし、その方々の主な社会教育士を必要とする人たちというのは、やはりこのような事業に民間の事業者として関わったりする方がその施設でよりよいリスクの高い事業を展開するために資格を取りに来たりしています。

川崎市ももっと増やしていいと思うんです、その全体として。実際はもちろん事業者の人たちの判断ですし働いている人たちの判断なので、外からなかなか言えることではないんですけれども、その意味でも、3、研修の考え方、研修の参加人数というのがある程度、現状より30%ぐらい増えていけばそれを増やしたことになるというのは、このような指標でいくしかないのだろうと思うんですけれども、その内容ももし考えられるのであれば外部の研修ですね、例えば国が行っている社会教育士の養成講座に参加した人数だとか資格を取得した人数とかというのも、本当は算出すればそれが地域づくりの人材を実際に適切な場所に配置しているというそのような解釈になるのかなというふうにも期待するところです。そのようなことを反映する余地はありますか、あるいは、ないとしてもどんなふうに教育委員会からこの財団に向けて動かすことができるでしょうか。

【落合教育長】

生涯学習推進課長。

【山口生涯学習推進課長】

ありがとうございます。

先日、我々もワークショップとして意見交換の場を設けたりして、社会福祉をもっともっと活用していくような方向性ですとか、社会福祉士のネットワークづくりみたいなことを国が考えているというようなことはお伝えしたところでございまして、今回こちらの研修については、そういう社会教育のスキルアップ研修もそうですけれども、例えばOAの使い方とか、OAというのはその施設のPR、インスタグラムの編集とか、そういう様々なものが入ってくるので、純粋な社会教育としてのレベルアップだけに頼っていけないというところはございます。実際、現状の対策としても、やはり非常勤出身と、あと職員はかなり高齢化した数名の職員が回しているという状況の中で、どれだけその社会教育の知識を保ちながら中間支援組織として地域の社会要望の核となる団体であり続けられるかということは、本当に課題であるかなと思います。それから、この項目自体どうということは難しいですけれども、そういった視点は常に持ちながら、そういったところでもやはり必要なことだと考えていますので、今の御意見をお伝えしながら運営の参考としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかの点ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、報告事項No. 14は終了いたします。

報告事項No. 15 川崎市立学校体育館等空調設備整備方針（案）について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 15「川崎市立学校体育館等空調設備整備方針（案）について」の説明を教育環境整備推進室担当課長からお願いします。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

報告事項No. 15の川崎市立学校体育館等空調設備整備方針（案）について御説明させていただきます。

ファイルナンバー16-1、報告事項No. 15のファイルをお開きください。

1ページを御覧ください。昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や、災害の発生状況等を踏まえ、早期に空調設備の整備に向けた取組を進めるために策定するもので、昨年11月に御報告した素案についてその後の検討内容を取りまとめたものでございます。1、整備内容等についてでございますが、整備対象、空調能力等、防災機能、エネルギー源、断熱、武道場等につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございまして、素案からの変更はございません。

2ページを御覧ください。2、事業手法についてでございますが、表の区分①につきましては、直近で予防保全、再生整備を工事予定している体育館について、その工事と併せて空調設備整備を従来手法により実施するものです。

区分②につきましては、大規模な体育館について、各学校の状況に応じた設計が必要となり、民間活用による設計・施工の一括発注にはなじまないことから、従来手法により実施するものです。

区分③につきましては、①②以外の体育館について、P F I 手法により整備するもので、当該手法は、設計・施工等を一括して発注でき、単年度に多くの学校を扱えるため早期整備が可能であること、事業契約期間中の機器調達を計画的にでき、工期延長リスクを低減できること、空調設備が故障する前に点検・修繕等を行う予防保全を求めることができることから採用しております。

3、空調設備整備スケジュールでございますが、区分①の整備対象は33棟、区分②の整備対象は12棟、区分③の整備対象は110棟で、それぞれ令和11年度末までに計画的に整備します。

3ページを御覧ください。4、体育館空調整備の順番の考え方でございます。(1)整備年次計画(学校の整備順)の考え方につきましては、4年間という限られた期間で155棟の整備を行う必要があることから、他工事との調整、地域バランスに配慮、その他(児童生徒数等)を考慮して、整備年次計画を整理します。

(2)年度ごとの整備棟数の考え方につきましては、表のとおりでございまして、令和10年度、11年度はP F I 手法により整備棟数を大幅に増やし、年間60棟を整備してまいります。

4ページを御覧ください。(3)整備年次計画(全市)でございますが、表のとおり行政区ごとに整備割合が平準化されるように計画しております。各学校ごとの整備順につきましては、ファイルナンバー16-2、報告事項No. 15資料の11ページ以降に掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

戻りまして、5ページを御覧ください。5、概算整備事業費でございますが、空調整備に係る概算事業費は約233億円、断熱、維持管理を含めて約257億円でございます。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明、ありがとうございました。

体育館棟の空調設備整備方針の説明です。令和11年度までという御説明ですが、何か御質問等ございますでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

11月のときにもこれ申し上げたんですけど、何か変更箇所というのがあるんですか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

方針としてはその方針どおりに検討を進めておりまして、P F I について検討しますと言っていたのが、検討が終わりましてP F I を実施することを決めさせていただいております。

それから、先ほど説明した各学校ごとの整備順、ファイルナンバー2の資料に書いております

けれども、どの学校を何年度に整備するのかというのが全校載っておりますので、先ほどちょっと、どのような形でこれで設定するというところで御提示させていただいているところでございます。

【西井委員】

分かりました。

各学校に、もうお示しいただいたということですが、これからですか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

各学校のこの内容というのはこれから御説明するようになるんですけども、一応いろいろな工事を避けながら準備させていただいておりますので、これが最も全校整備の有効な形になるというふうに考えております。

【西井委員】

分かりました。

【落合教育長】

ほかの方、いかがでしょうか。よろしいですかね。

計画どおりいくようにしていただければ。ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 15は終了といたします。

9 閉会宣言

【落合教育長】

長時間ありがとうございました。

以上をもちまして本日の定例会は終了といたします。

(19時06分 閉会)